
令和3年度 事業報告書及び財務諸表

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

1. 令和3年度 事業報告書
2. 令和3年度 財務諸表
＜参考＞ 令和3年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)
3. 監事「監査報告書」(写)
4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

目 次

(ページ)

1. 令和3年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 容り法に基づく再商品化の着実な遂行	6
	2. 持続可能な再商品化事業の適切かつ効率的な推進	8
	3. 再商品化事業を取り巻く環境の変化への適時適切な対応	15
	4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進	16
	5. 市町村への資金拠出	18
	6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化	19
	7. 商工会議所・商工会への業務委託	23
	8. 関係主体間の連携の強化	24
	9. 事務局における計画的、継続的な人材育成とICT活用の促進	24
	10. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	25
Ⅲ	会議開催状況	
	1. 第1回定時理事会・定時評議員会	26
	2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会	31
	3. 第1回臨時評議員会・第2回定時理事会・第2回臨時評議員会	35
	4. 監事会	45
	5. 常設委員会	46
	6. 再商品化見通し等報告会	49
	7. その他諸会議等	49
Ⅳ	組織（令和4年3月31日現在）	
	1. 組織図	50
	2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	51
	3. 常設委員会委員	53
Ⅴ	事業報告の附属明細書	57

2. 令和3年度財務諸表

(1)	貸借対照表	63
(2)	正味財産増減計算書	64
(3)	正味財産増減計算書内訳表	66
(4)	キャッシュ・フロー計算書	68
(5)	財務諸表に対する注記	70
(6)	附属明細書	72
(7)	財産目録	73
<参考>	令和3年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	74

3. 監事「監査報告書」（写）

79

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」（写）

81

別紙1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	59
別紙2	令和4年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（令和3年度）	61

令和3年度

事業報告書

I 総括的概要

日本国内で令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症は、令和3年度においても引き続き罹患者数の増加と減少を繰り返し、収束には至らなかった。

同パンデミックに伴い、国内外の経済は大きなダメージを受けて低迷し、わが国でも人の移動制限や三密防止対策等の対応を図りつつ、同時に社会・経済活動の水準を引き上げるといった取り組みが続けられた。

内閣府の景気動向指数CIや日銀短観の業況判断DIは、令和2年5月、同6月を底として、その後令和3年にかけていずれも改善傾向が続いた。特に、緊急事態が解除された令和3年10月以降は、個人消費の回復など景気に持ち直しの動きが見られた。GDP実質成長率も令和元年度▲0.7%、2年度▲4.5%、3年度+2.1%と推移し、回復の動きが数値に表れている。

こうした社会・経済動向は、当協会の事業にも影響を及ぼしたと推測される。

令和2年度においては、①人流抑制に伴うものと思われる市町村からの分別基準適合物の引取量の増加（前年度比3.5%増（126万4千トン）、②経済低迷に関連すると思われる再商品化製品需要の縮小（市町村からの引取量に対する再商品化製品販売量の割合は76.2%で前年度比1.5%減）、③人流抑制等に対応した協会業務の見直し（現地検査等の延期・削減、テレワークの導入、決裁・申請等手続きの電子化）などの動きが生じた。

令和3年度においても感染症対策として、在宅勤務や在宅学習などの社会・生活様式がより一層普及、定着したとみられるが、経済に関しては前述のGDPのように回復の動きが現れてきており、容器包装リサイクルにもこの動きに呼応した変化が見られた。

令和3年度の当協会事業に関しては、①市町村からの分別基準適合物の引取量が127万8千トン・前年度比+1.1%と微増となり、前年度記録した過去最多量を僅かに更新した。この要因は、消費者行動の変化が浸透し、定着したことによるものと考えられる。

また、②再商品化製品販売量は、+3.9%と前年度の減少傾向から反転し4素材合計では初めて100万トンを超え過去最多となった。またこの増加率は引取量の増加率を上回っており需要回復の兆しが見られる。特に、PETボトルは前年度比9.8%増加しており、中でもボトル製品への再商品化が令和元年度と比べ58%増と大きく伸びており、これがPETボトル再商品化製品全体の販売数量の増大につながっている。

このように3年度は再商品化製品の需要の回復が見られた。しかし、市町村からの引取量の増加、令和2年度中に入札で決定した再商品化に係る委託単価の上昇（全素材で前年度比増、PETボトルにおける大幅な逆有償化）等により、当協会が再商品化事業者へ支払う委託料総額は480億6,359万円（令和2年度440億9,764万円）と増加している。

以上のとおり、令和3年度においても国内外の社会経済動向に様々な変動がある中で、着実に再商品化事業を遂行できたこと、そしてプラスチック資源のリサイクルに係る新たなスキームに関する検討に着手できたのは、関係各位のご理解と多大なるご協力、ご支援の賜物である。

なお、主な取り組みは以下のとおり。

【適正かつ効率的な再商品化事業の推進に向けた取り組み】

ガラスびん、PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の4種類とも、再商品化事業者の業務管理については、再商品化及び製品販売の実績に関する月次報告の精査と現地検査を中心に行っている。それにより再商品化実施委託契約の遵守状況を確認し、不適正行為に対しては適切かつ迅速に改善指導や措置を講じている。

また、現地検査においては再商品化の遂行状況のみならず、安全・衛生管理、法令順守についての指導・アドバイスを行うほか、外部環境の変化に伴う事業への影響等についての情報収集等を行っている。

他方、再商品化製品の品質向上や残渣の削減等に向けては、分別基準適合物の品質調査を行い、その品質改善に向けた当該引取対象市町村への取り組みの要請、アドバイスを行うとともに、引取市町村数と引取量の拡大に向けた周知、広報を行っている。

再商品化事業者への現地検査や市町村の品質調査については、令和3年度においても引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、回数・人数・時間の制限、検温・マスク着用・消毒等の感染防止対策を徹底しつつ、必要最小限の範囲で行った。また、ウェアラブル機器（カメラ、マイク、ヘッドフォン等）とインターネットを活用したリモート調査などの手法の活用促進に努めた。

【リチウムイオン電池等混入事故防止に向けた取り組み】

直近の4年間で、リチウムイオン電池等の発火危険物の廃棄物への混入による発煙・発火トラブルが急増し国内のリサイクルにおける大きな問題となっており、プラスチック製容器包装のリサイクルにも極めて深刻な影響を及ぼしている。

当協会のプラスチック製容器包装の再商品化事業者（35社）に関しては、リチウムイオン電池等が原因と思われる発火・発煙トラブルが、令和元年度301件、2年度285件、3年度283件と直近では年間300件前後で推移している。

当協会では、平成30年度から本格的にこの対策に注力しており、令和2年度に作成した「リチウムイオン電池混入防止取組事例集2020年版」を全国の市町村及び中間処理施設に配布するとともに、講演会への講師派遣、協会ホームページへの情報掲載等を通じて、現状と改善策の周知を図った。その結果、多くの市町村から対策に対する問い合わせがあり、問題点の共有と事例の活用を図ることができ、トラブル増加の抑止につながったと考えている。

【プラスチック資源循環施策に関する対応】

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、プラスチック資源循環法という。）が令和3年6月11日に、同法に係る施行令、施行規則、関係政省令等が同4年1月19日に公布され、同4年4月1日に法施行となった。

同法に基づき、市町村によるプラスチック製品の分別収集・再商品化について、①容器包装リサイクル法ルートを活用した取り組み、②国が認定する再商品化計画に基づく取り組みの2つの新たなスキームが創設された。

これらのスキームによる再商品化の実施は令和5年4月開始としており、当協会が運用の多くを担うことから、令和3年度においては運用に係る制度の基本設計につき、環境省及び経済産業省と事務レベルでの協議、検討を定期的に行った。

このため、協会内ではプラスチック容器事業部をはじめ部署横断的なメンバーによるタスクフォースを編成し対応した。

新たなスキーム、システムの具体的な設計と構築は令和4年度に架かるが、同事業を行うための定款の変更、再商品化業務規程の改定については、令和3年10月、12月の理事会及び評議員会の決議、承認を得て、令和3年度中に登記あるいは大臣認可を完了した。

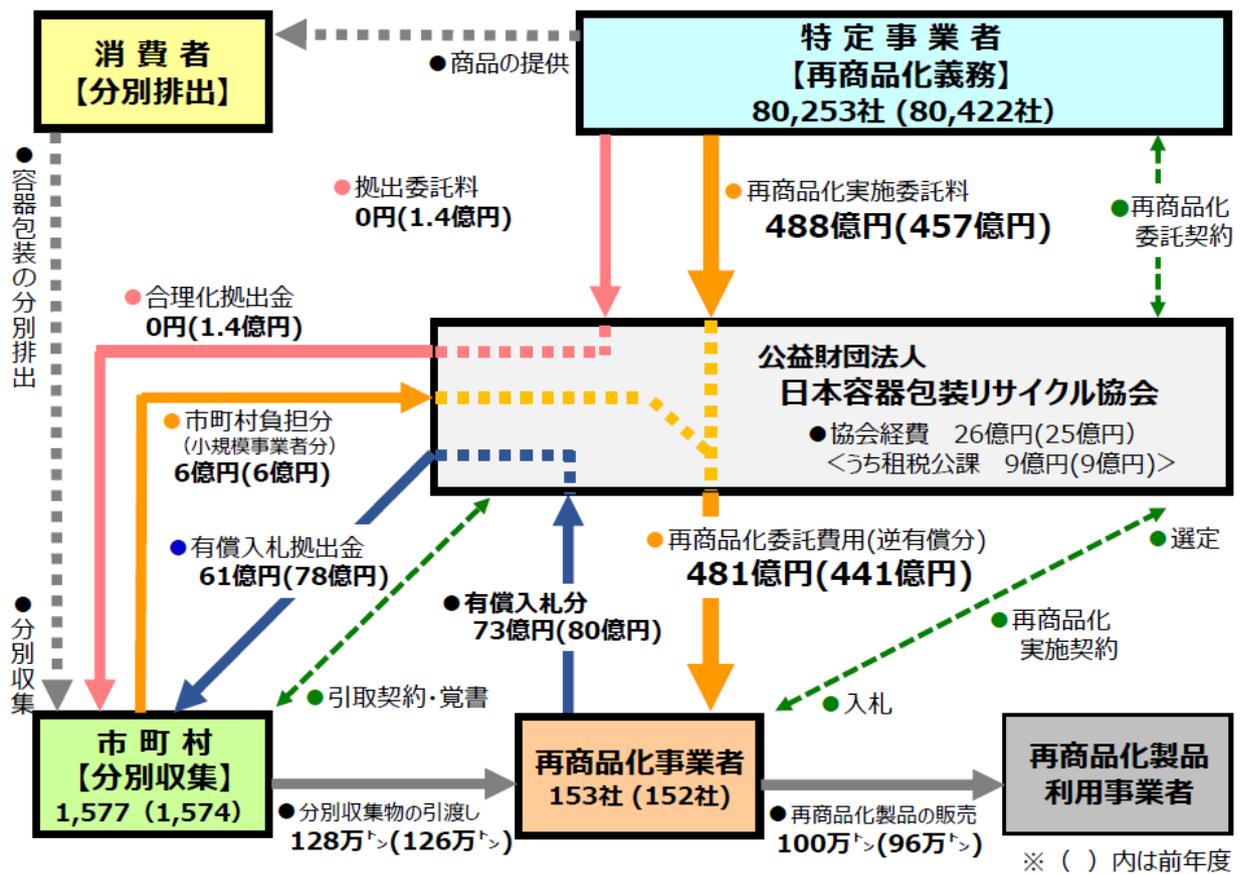
〔再商品化義務履行の確保、周知・広報活動の強化〕

容器包装リサイクル制度が導入され既に四半世紀以上が過ぎているものの、未だ再商品化義務の不履行特定事業者が少なからず存在していると考えられ、義務履行に向けたアプローチを強化し継続的に行っている。令和3年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、558社(前年度372社)から約5億3千万円(同約6億6千万円)の支払いを得た。

このほか、持続的な容器包装リサイクルの推進には、各関係主体の一層の理解と協力が不可欠であり、そのための広報・啓発活動も積極的に行った。容器包装のリサイクルは、多様な関係主体(消費者、市町村、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者など)によるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けた活動の一環でもあり、リサイクル事業とその成果、関係主体の先進的・効果的な取組事例、関連する国内外の動向などを、より分かりやすく具体的に周知すべく、主にホームページや機関誌を活用し広報活動に努めた。

《再商品化実績》

令和3年度の再商品化実績



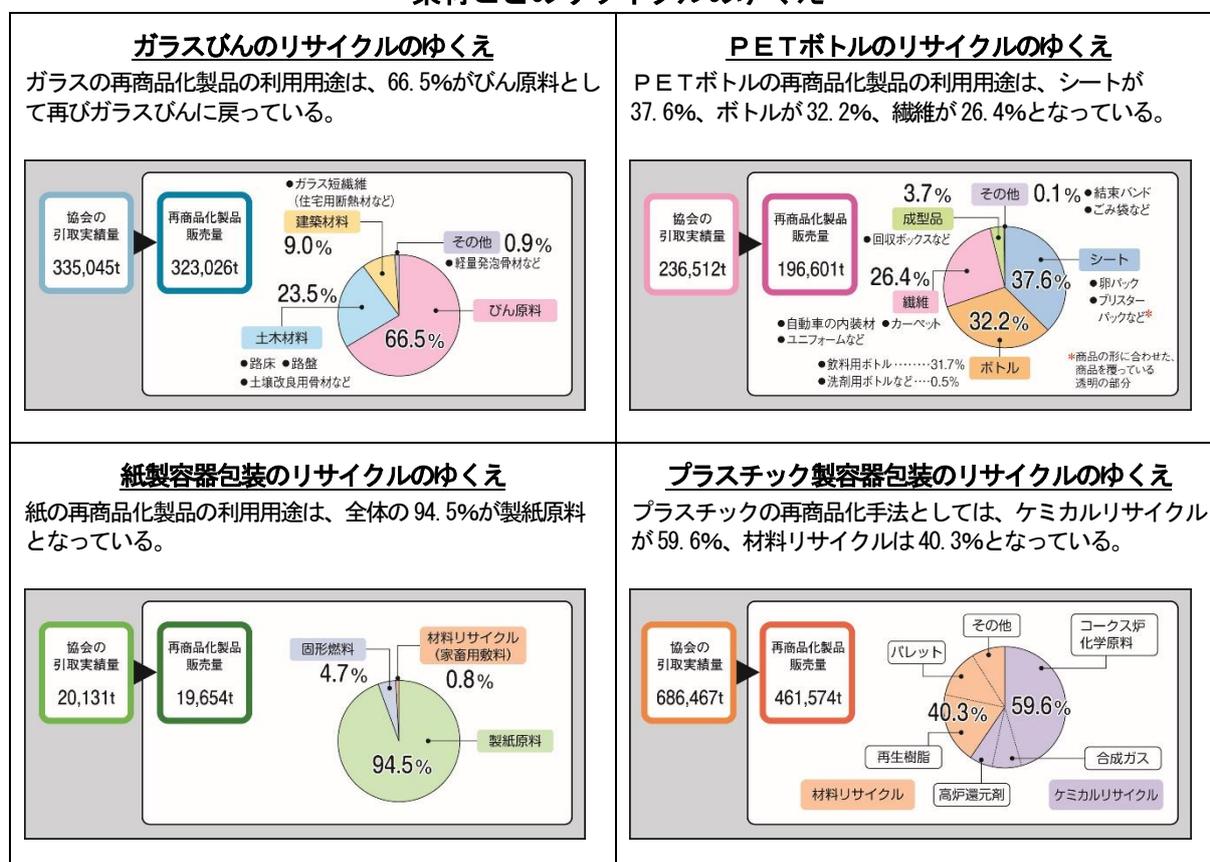
令和3年度に、当協会が再商品化義務履行の代行を受託した特定事業者数は、80,253社と2年連続で減少(前年度比▲169社)している。時系列的に見た大きな動きとしては、平成17年度に7万社を超え、ちょうど10年後の平成27年度に8万社台に達し、その後ほぼ横ばいの状況となっていたが、ここに来て僅かに減少している。

また、令和3年度の特定事業者の再商品化実施委託料（精算後の確定額）は、約488億円（令和2年度457億円）、受託量は140万6,800トン（同149万1,765トン）であった。

市町村からの4素材合計の分別基準適合物の引き取りは、市町村数が1,577（令和2年度1,574）と3増え、引取量は127万8,154トン（同126万4,155トン）で前年度比101.1%と微増であった。引取量の推移をみると、平成16年度に初めて100万トンを超え、平成20年度に110万トン台、平成23年度に120万トン台に達し、それ以降はほぼ横ばいから微増となり令和2年度に続き、過去最多を更新した。

また、再商品化製品販売量も100万855トン（令和2年度96万3,003トン）、前年度比3.9%増加（+3万7,852トン）と初めて100万トン台となり、4素材合計値としては過去最多となった。

素材ごとのリサイクルのゆくえ



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は100%にならない場合がある。

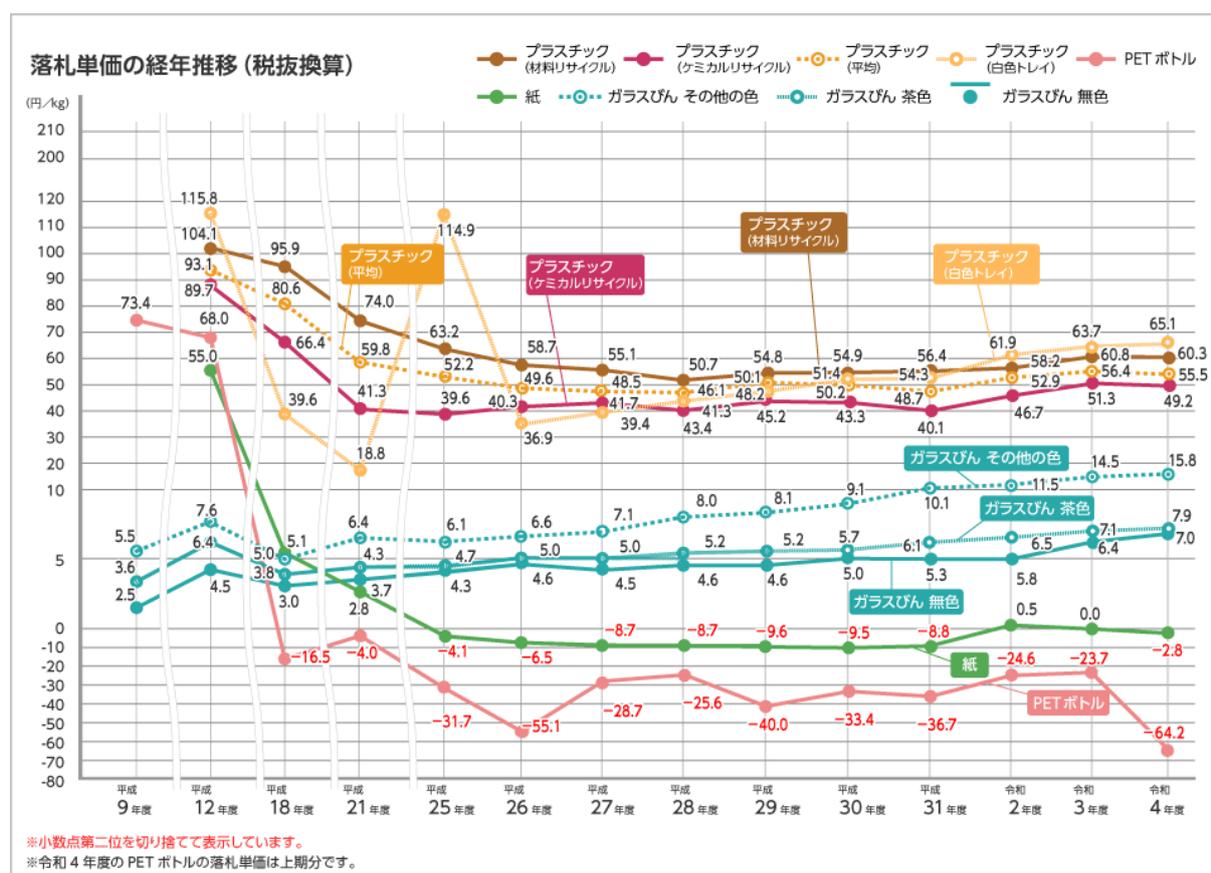
《入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移》

登録審査に合格した事業者を対象に、令和3年12月～令和4年1月（PETボトルは令和4年1～2月）にかけて、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとに令和4年度落札事業者（ガラスびん45社、PETボトル＜上期＞35社、紙43社、プラスチック35社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和4年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7～8月に入札選定を行う。（下表に掲載の令和4年度のPETボトルの平均落札単価は上期落札分）

素材ごとの落札結果などの詳細は、P-9～10参照。

再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



令和4年度分の落札単価（加重平均）は、素材別でみるとガラスびん（全体、+1,015円/トン）以外は全て前年度よりも低下した。

特に、PETボトルに関しては、令和4年度上期の落札単価は▲64,196円/トンと過去最も低い（最も有償化した）単価となり、有償分の比率も98.7%となった。

プラスチック容器包装（全体）は、前年度比で▲914円（▲1.6%）の55,501円/トンと若干減少した。手法別に見ると、材料リサイクルは▲488円（▲0.8%）で60,328円/トンと僅かに減少し、ケミカルリサイクルは、コークス炉化学原料化で▲3,979円（▲7.4%）で49,448円/トンと大幅な低下が見られたものの、その他はガス化+4,163円（+8.5%）で53,155円/トン、高炉還元剤化+265円（+0.6%）で41,257円/トンと増加している。

Ⅱ 事業実施状況

容り法第21条に基づく指定法人として、また公益財団法人として、令和3年度においても、①特定事業者からの委託による分別基準適合物の再商品化事業と、②再商品化事業の推進に資するための i 情報の収集・提供、ii 調査研究、iii 説明会の開催、iv 関係機関等との連携に取り組んだ。

定款に定める通り、当協会の目的はこれら事業の実施によって廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

令和3年度に実施した具体的な事業活動は、以下の通りである。

1. 容り法に基づく再商品化の着実な遂行

指定法人である当協会が実施する再商品化業務は、商品の販売・輸入において容器や包装を用いる事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から受託した容器包装の再商品化業務、及び市町村から受託した小規模事業者分の容器包装の再商品化業務である。

具体的には、特定事業者等から支払われる再商品化実施委託料（小規模事業者分は市町村が負担）によって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3区分）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装の4素材の容器包装の再商品化（リサイクル）を行うものである。

令和3年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の数値、単位：千トン

特定分別基準適合物	3年度分別収集計画量 (a)	3年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	3年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	282 (287)	181 (184)	181 (184)	96 (95)	173.76 (174.80)
ガラスびん (茶色)	228 (230)	152 (156)	152 (156)	86 (84)	130.72 (131.04)
ガラスびん (その他の色)	192 (191)	132 (123)	132 (123)	93 (90)	122.76 (110.70)
PETボトル	313 (312)	416 (413)	313 (312)	100 (100)	313.00 (312.00)
紙製容器包装	100 (100)	205 (205)	※30 (30)	99 (99)	※29.70 (29.70)
プラスチック製容器包装	726 (726)	1,014 (1,016)	726 (726)	99 (99)	718.74 (718.74)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の令和3年度、2年度の再商品化義務総量は、環境省が調査した市町村独自処理分（3年度、2年度いずれも70千トン）を差し引いた量（※3年度、2年度いずれも30千トン）に、特定事業者責任比率（d）をかけたもの。

主務大臣の認可を受けた素材ごとの令和3年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価<消費税抜き>
ガラスびん	無色	4,600円 (4,300円) / トン
	茶色	6,400円 (5,900円) / トン
	その他の色	17,500円 (13,700円) / トン
PETボトル		4,500円 (3,200円) / トン
紙		16,000円 (13,000円) / トン
プラスチック		51,000円 (49,000円) / トン

※ () 内は前年度委託単価

(1) 特定事業者から再商品化を受託

当協会では、特定事業者から容器包装の使用量に基づく再商品化を受託するにあたり、オンライン又は各地商工会議所・商工会を通じて申込を受け付けた。

令和3年度の特定事業者からの再商品化受託実績は次の通り。

令和3年度再商品化の受託実績（特定事業者分） () 内は前年度

素 材	受託社数 (注)	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	2,968 (2,992)	348,116 (343,715)	3,221,433 (2,710,477)
無色	2,525 (2,562)	151,119 (146,934)	764,662 (694,997)
茶色	1,277 (1,300)	109,371 (110,723)	769,969 (718,590)
その他の色	1,053 (1,072)	87,626 (86,058)	1,686,803 (1,296,890)
PETボトル	1,199 (1,224)	212,200 (263,109)	1,050,387 (926,144)
紙	66,602 (66,852)	33,984 (35,523)	597,866 (507,700)
プラスチック	78,875 (79,031)	812,501 (849,418)	45,551,224 (45,716,418)
合 計	80,253 (80,422)	1,406,800 (1,491,765)	50,420,911 (49,860,739)

- (備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）や新聞販売所等は個店（1社）としてカウントしている。
2. 本表の実績は、令和4年3月末日現在、確定精算前の数値。

(2) 市町村負担分の再商品化を受託

容器包装の再商品化義務の対象外となっている小規模事業者（容り法第2条第11項の四）に係る再商品化費用は、市町村負担とされており、当協会では市町村と小規模事業者に係る再商品化の実施契約を締結し、令和3年度再商品化委託単価に基づき再商品化を受託・実施した。なお、PETボトルの製造・利用等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで再商品化費用は発生しない。

令和3年度再商品化の受託実績（市町村負担分） () 内は前年度

素 材	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	24,618 (30,711)	267,018 (289,885)
無色	3,688 (4,659)	18,660 (22,038)
茶色	12,657 (14,539)	89,100 (94,360)
その他の色	8,273 (11,512)	159,257 (173,487)
PETボトル	0 (0)	131 (※ 114)
紙	196 (197)	3,450 (2,822)
プラスチック	5,608 (5,480)	314,586 (295,393)
合 計	30,421 (36,388)	585,186 (588,214)

(備考) 本表の実績は、令和4年3月末日現在の数値。

※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

(3) 市町村からの使用済み容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741の市町村（令和3年4月30日現在、東京23区含む）のうち、1,577（前年度1,574）と令和3年度業務実施契約（引取契約）を締結した。当該市町村が家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,636（前年度1,627）の保管施設ごとに、入札を実施し素材ごとに選定された再商品化事業者（2.（1）②参照）にリサイクル業務を委託した。

令和3年度に市町村から引き取った使用済み容器包装の総量は、ガラスびん335,045トン（前年度比100.0%）、PETボトル236,512トン（同104.0%）、紙製容器包装20,131トン（同99.3%）、プラスチック製容器包装686,467トン（同100.7%）、合計1,278,154トン（同101.1%）であった。

詳細は、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載の①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

令和4年度においては、令和3年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、令和2年度の抛出委託料金の精算も行なう。個々の特定事業者の精算金額は、素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の令和3年度予定実施委託料金}}{\text{令和3年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）}}$$

令和3年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）

【注】精算率=B/A×100%

（抛出委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の令和2年度予定抛出委託料金}}{\text{令和2年度再商品化予定抛出委託料金の総額（精算前 A）}}$$

令和2年度再商品化予定抛出委託料金の総額（精算前 A）

【注】精算率=B/A×100%

なお、PETボトルの再商品化実施委託料金に関しては、令和3年度の落札数量の逆有償比率が上期において23.3%と大幅に増大し有償分の落札単価も低下（逆有償化）したこと、2年度分消費税額が増えたことなどから、追加徴収が必要となり令和4年度でその精算を行うこととなった。また、ガラスびんにおいても、「その他の色」について落札単価が上昇（予算比で+12%強）したことなどから、追加徴収を余儀なくされた。

2. 持続可能な再商品化事業の適切かつ効率的な推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

①令和4年度入札に向けた再商品化事業者登録

令和4年度入札に参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、令和3年7月に募集、8～10月に書面審査、現地審査を行った。その後、11月には、弁護士と消費者代表に外部監査人として臨席いただき登録審査過程・内容の透明性と公平性を担保しつつ、判定会議を開催し登録事業者を決定した。

なお、各事業者の審査は、再生処理施設の能力、再商品化製品の品質、販売能力や財

政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと再生処理ガイドラインや審査マニュアル等に照らし合わせて行った。財政的基礎の審査においては、債務超過等の問題を有する事業者について必要に応じ中小企業診断士等による財務診断を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格としている。

②令和4年度再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録した事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者を決定のうえ、再商品化実施契約を締結した。令和4年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は以下の通りである。

なお、PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は上期・下期の年2回入札を実施している。

令和4年度分に関しては、上期分入札を令和4年1～2月に実施し（他素材よりも入札締切を8日間遅らせた）、下期分入札については令和4年7～8月に行う予定である。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	52社 (55社)	51社 (55社)	45社 (49社)
紙	52社 (52社)	52社 (52社)	43社 (44社)
プラスチック	47社 (46社)	47社 (46社)	35社 (35社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(令和4年4月)。
2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

ロ) PETボトル(4年度上期分)

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	45社 (45社)	45社 (45社)	35社 (41社)	—(35社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(令和4年4月)。
2. 令和4年度下期入札は、令和4年7～8月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 令和4年度落札単価 (素材ごと、前年度比較、令和4年3月末現在)

上記②の入札による令和4年度再商品化事業の落札単価は、次表の通りである。

プラスチック製容器包装については、落札単価の低減に向け平成30年度以降の入札において、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示などの運用を導入している。

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/ト）		
	令和4年度（a）	令和3年度（b）	前年度比（a-b）
無色	6,980	6,449	531
茶色	7,859	7,127	732
その他の色	15,844	14,485	1,359
ガラス全体	10,836	9,821	1,015

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/ト）			
	令和4年度 上期分 （a）	令和3年度 上期分 （b）	前期比 （a-b）	【参考】 令和3年度 下期分
PET全体	-64,196	-7,923	-56,273	-42,949
有償分	-66,340	-23,648	-42,692	-45,252
逆有償分	95,147	43,774	51,373	75,697

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/ト）		
	令和4年度（a）	令和3年度（b）	前年度比（a-b）
紙全体	-2,805	16	-2,821
有償分	-7,292	-4,246	-3,046
逆有償分	8,365	9,543	-1,178

二) プラスチック製容器包装

＜プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/ト）		
	令和4年度（a）	令和3年度（b）	前年度比（a-b）
材料リサイクル（白色トレイ）	65,067	63,701	1,366
材料リサイクル（白色トレイ以外）	60,328	60,816	-488
油化	-	-	-
高炉還元剤化	41,257	40,992	265
コークス炉化学原料化	49,448	53,427	-3,979
合成ガス化	53,155	48,992	4,163
プラスチック全体	55,501	56,415	-914

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法	定 義	利用用途	
材料リサイクル	異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等	
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等	異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料	

（備考） 1. 緊急避襲的、補手的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札の対象とはしていない。

2. 高炉還元剤化及びコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

（2）再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

再商品化事業者の事業環境は、製品需要の回復など昨年度より改善された面が見られるが依然として厳しい状況にあり、当協会の登録事業者数は減少傾向にある。

容器包装リサイクルを着実に実施しつつ、新たに令和 5 年度以降、プラスチック製品の一括回収・再商品化を行うためには、再商品化能力と事業者の確保が不可欠であり、当協会として以下のような取り組みを行った。

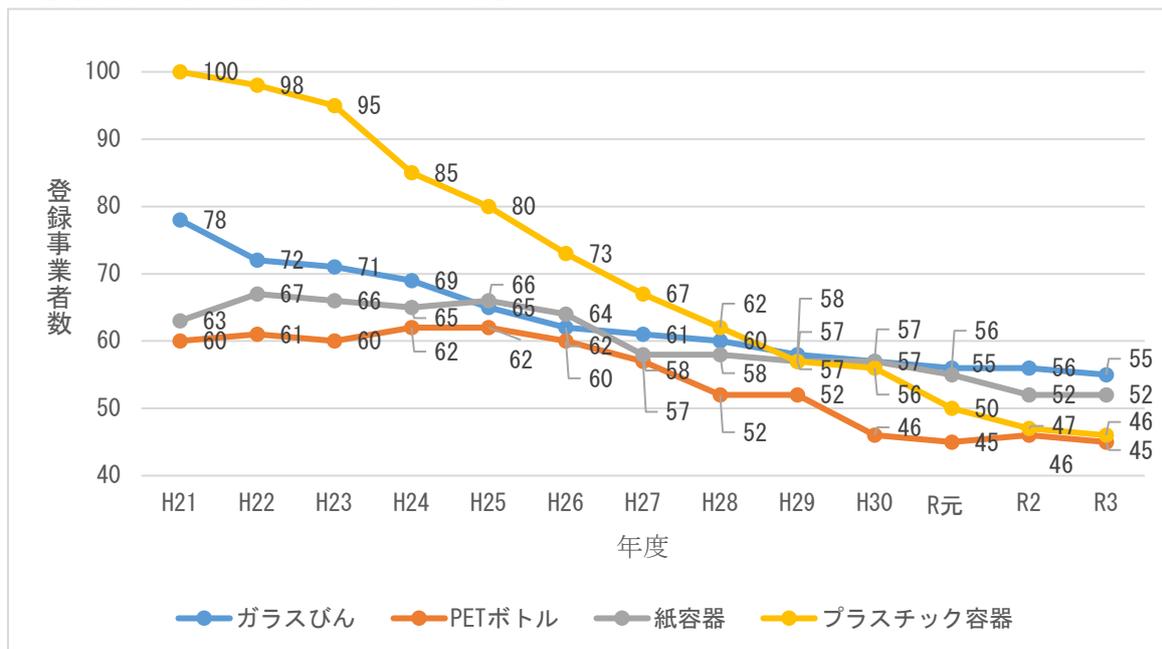
- ・再商品化能力調査を行い課題を把握した。

主な課題は、①人手不足、②残渣処理費用の上昇、③再商品化製品販売価格の低迷、④リチウムイオン電池発火トラブル等であった。これらの課題について、国等との協議を通じ解決に向けた検討を行っている。

- ・市町村中間処理施設を運営している民間事業者や全国の産業廃棄物中間処理事業者等との連携を図り、新規登録申請に対する相談等のサポートを行った。

また、再商品化事業者の負担軽減という観点から、登録手続はじめ再商品化に係る業務手続きの効率化を進めるべく、提出いただく事業者関連書類、施設関係書類等の簡素化と電子媒体による提出など手続きの合理化を行った。

【再商品化事業登録事業者数の推移】



(3) 分別基準適合物の品質向上に向けた調査と単独収集促進へのアプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すため、当協会がリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、毎年度、「品質調査」を実施し品質改善に向けたアプローチを行っている。ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2年度同様に必要最小限のものに留めざるを得なかった。素材ごとの取り組みは次のとおり。

① ガラスびん

令和3年度においては、ガラスびん3R促進協議会や再商品化事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうえ、収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上による収率の向上を図った。

② PETボトル

令和3年度のベール品質調査を890カ所で行ったところ、総合判定Aランク846カ所(95.1%)、Bランク33カ所(3.7%)、Dランク11カ所(1.2%)となり、丸ボトルは11カ所(1.2%)であった。

なお、平成30年度から変更したベールの品質ガイドライン及び品質調査基準に基づき適切な調査を実施している。

③ 紙製容器包装

引き取りのあった106カ所の保管施設全てについて調査した。結果は、全てAランク106カ所(100%)と良好であった。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会った。

④ プラスチック製容器包装

イ) ベール品質調査

令和3年度のベール品質調査においては、保管・中間処理施設738カ所中737カ所の調査を実施した。残り1カ所については新型コロナウイルス感染拡大の状況下、所定の判断基準に基づき実施を見送った。

調査結果は、容器包装比率でAランクが723カ所（98.0%：前年度96.4%）と改善が見られ、破袋度評価ではAランクが696カ所（94.3%：前年度94.2%）と品質が維持出来ていることを確認した。また、禁忌品混入評価ではDランクが279件カ所（37.8%）と昨年度並みであった。

ロ) リチウムイオン電池の混入によるトラブル対応

禁忌品の混入に関しては、特に、リチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙発火トラブルの発生が、令和3年度においても283件（前年285件）と依然として多発し深刻な課題となり、継続的な対応が必要となっている。

具体的な取り組みとしては、当協会から該当市町村に対し発煙発火トラブル全件の事故報告を行い、2件発生時点で電話通告、5件以上の場合は首長宛に改善計画策定と改善要請、10件を超える場合は現地訪問による改善計画内容の確認及び指導等を行っている。

広報活動としては、講座、各種イベント、メディア・マスコミを通じた啓発や業界誌への寄稿などを継続的に行っている。

さらに、混入防止に向けて開催された環境省主催の「リチウムイオン電池等処理困難物の対策に係る検討会（全4回）」に当協会職員がメンバーとして参加し、情報提供と改善提案を行っている。同検討会の成果物として「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」が取りまとめられ、全国の市町村等に情報提供（R4.3月）された。

また、東京消防庁では注意喚起ポスター発行や広報誌での特集掲載、東京都環境局では全市区町村への混入防止徹底の呼びかけ、などが実施された。

引き続き重点活動として、市民啓発、市町村支援、関係者との連携強化はもとより、トラブル起因品の製造者や販売者、その業界団体などへの働きかけを推進している。

ハ) 市町村での「出前講座」の実施等

平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール品質向上に向けて、市町村担当者及び廃棄物減量等推進員などを対象に当協会職員が現地に出向いて行う「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善・リチウムイオン電池等の発煙発火トラブル防止等）を実施しており、令和3年度は、2市町村、5組織、1社の8カ所で開催し、313名の参加を得た。

令和3年度「出前講座」の開催実績

No	都道府県	市町村事務組合等	対象	実施月	参加者数 (人)
1	東京都	利島村	利島村役場職員	7月	14
2	広島県	広島県資源循環協会	産廃事業者職員	7月	49
3	奈良県	3R活動推進主催フォーラム 奈良	プラスチックリサイクル関係者	9月	30
4	静岡県	株式会社サニックス・静岡工場	工場従業員、静岡市職員	10月	88
5	岡山県	日本廃棄物循環学会	市町村関係者等	10月	45
6	東京都	エコシステム協議会	一般廃棄物収集運搬事業者	11月	22
7	神奈川県	川崎市	浮島クリーンセンター中間処理従事者	1月	38
8	鹿児島県	鹿児島県産業資源循環協会 (WEB開催)	産廃事業者	2月	27
	合計				313

1回の開催時間：2時間30分～3時間

・内容＝ (1)「DVD出前講座」の上映、(2) 補足説明、(3) DVD「禁忌品混入防止のお願い」短縮版上映、(4) 質疑応答、処理施設現場での説明。WEB開催もあり。(5) リチウムイオン電池等の発煙発火トラブルの防止啓発 (3Rフォーラム等)。

(4) 再商品化業務の適切な管理と更なる運用改善

再商品化業務を厳正かつ適切に履行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査を通じ適確な事業者管理に努めた。

特に、残渣処理の状況、引取量の変動、再商品化製品の需要・市場動向などに留意し、保管場所の確保を含めた在庫管理状況の適確な把握に努めた。また、現地検査の際には安全衛生・環境等に関するアドバイスの拡充も図った。

なお、令和3年度においても前年度に続き新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人流抑制等により、現地検査は必要最小限に留めざるを得なかった。

素材ごとに行った現地検査の令和3年度実績は次のとおり。

令和3年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)	
ガラスびん	25社 27施設	(23社 25施設)
PETボトル	11社 11施設	(6社 6施設)
紙	33社 36施設	(25社 33施設)
プラスチック	33社 41施設	(30社 33施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

この他、再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとに再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検と合理化を図った。

(5) オンライン申し込みの促進による業務の効率化・生産性向上

当協会の基幹システム REINS による、特定事業者からの再商品化委託申込みや市町村からの分別基準適合物の引き渡し申込みに関するオンラインの活用は、説明会・個別相談会はじめ様々な機会を通じてその利便性やメリットを周知・広報することで、年々着実に進展している。

具体的には、特定事業者によるオンライン申込率は、件数ベースでみると、平成20年度

約24%であったのに対し、令和3年度においては約73%に達している。また、市町村の令和3年度利用率は約95%となっている。なお、再商品化事業者については、電子入札制度を採用しておりオンライン利用率は100%となっている。

また、オンライン申込においては、過年度の申込内容が自動的に表示され特定事業者が容易に確認できることから、適正な申込の促進と事務作業の効率化にも寄与している。

3. 再商品化事業を取り巻く環境の変化への適時適切な対応

(1) プラスチック資源循環の具体的施策に関する対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、プラスチック資源循環法という。)が令和3年6月11日に公布された。その後、同法に係る施行令、施行規則及び関係政省令等が同4年1月19日に公布され、同4月1日に法律が施行されることとなった。

同法では、①「設計・製造」段階で、環境配慮設計に関する指針を策定し、特に優れた製品設計を国が認定する、②「販売・提供」段階で、使い捨てプラスチックを提供する小売・サービス事業者等にリデュースの取組みを求める、③「排出・回収・リサイクル」段階で、家庭や事業所から排出されるプラスチック資源を回収・リサイクルしていく、と段階別に3つの取組みの柱を示している。

③の具体的な取組みとして、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化につき、a. 容器包装リサイクル法ルートを活用した取組み、b. 国が認定する再商品化計画に基づく取組みの2つの新たな仕組みが創設された。

これらの仕組みによる再商品化の実施は令和5年4月から開始としており、当協会が運用の多くを担うことから、令和3年度においては運用に係る制度設計につき検討を行い準備を開始した。

このため、事務局内にプラスチック容器事業部をはじめ部署横断的なメンバーによるタスクフォースを編成し内部での検討を積極的に行うとともに、環境省及び経済産業省との事務レベルでの協議、検討を毎週複数回行った。

検討内容は、定款や規程類の整備、関係主体(市町村、再商品化事業者、容リ協会)の役割と責任分担の決定・明確化、業務フローの策定、再商品化事業者の管理方法の確立(登録、入札、能力把握・確保等)、コンピューターシステムの改修など多岐に亘る。

具体的な運用内容の決定と構築は令和4年度に架かるが、新事業を行うための定款の変更、再商品化業務規程の改定については、令和3年10月、12月の理事会及び評議員会の決議、承認を得て、令和3年度中に登記あるいは大臣認可を完了した。また、コンピューターシステムの改修に関しては、業務フロー等に係る要件定義や再商品化実績報告、請求・支払、入札選定等に係る方式設計等について、システム開発会社と検討・協議を進めるとともに、新システム開発に関する費用については環境省と折衝し同省に負担いただいた。

(2) 輸出入規制や経済状況等の国内外の動向が再商品化事業に及ぼす影響への対応

直近5年間の日本のプラスチックくずの輸出動向を見ると、最大の輸出相手国であった中国が平成29年12月末から固体廃棄物の輸入規制を開始したことが非常に大きな影響を及ぼしている。

平成30年には対前年比で輸出数量・金額とも約3割の減少が見られた。その後、令和元

年、令和2年は漸減に留まったが、令和3年は数量において▲24.1%と再び大幅な減少が見られた。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に関連する経済社会活動の停滞や景気の低迷によるものと推察される。ただし、輸出金額は微増となっており、単価が上昇していることが窺える。

結果的に、日本からのプラスチックくずの輸出は、中国が輸入規制を実施する前の平成29年から令和3年までの5年間で数量、金額とも5割程度減少している。

日本から海外へのプラスチックくず(HSコード 3915)の輸出の推移

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	29年-3年増減
数量	143万1,447ト	100万8,053ト	89万8,458ト	82万742ト	62万3,185ト	▲56.5%
金額	597億172万円	434億4,983万円	384億6,610万円	307億3,760万円	319億7,302万円	▲46.4%

また、古紙の直近5年間の輸出動向を見ると、令和元年に金額において対前年比▲41.4%と急激な下落が見られ、この年に市場に大きな変動があったことが窺える。

令和3年は金額が前年比で3割弱上昇しているが、5年間の大きな動きとしては数量、金額のいずれも4割弱の減少となっている。

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	29年-3年増減
数量	373万3,964ト	377万8,903ト	314万1,113ト	318万7,763ト	236万6,248ト	▲36.6%
金額	895億8,066万円	841億1,753万円	493億440万円	441億8,379万円	562億6,639万円	▲37.2%

この他、バーゼル条約（締約国数186カ国、EU及びパレスチナ）の改正附属書が令和3年1月1日から発効し、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみが規制対象となったことも、プラスチックくずの輸出動向や市場動向に影響を与えているものと考えられる。

こうした諸外国の廃棄物輸入規制等に伴い、国内に滞留する廃棄物量自体が増えるとともに、容器包装よりも良質の産業廃棄物の国内流通量が増加していることが推測される。また、海外における廃棄物の価格上昇が容器包装の再商品化製品の需要、市場価格に影響を及ぼしていることも考えられる。

こうした状況のもと、PETバージンレジンの市況の影響も考えられるが、PETボトルの再商品化落札単価において、過去10年度ほとんどの年度で95%超であった有償分割率が、令和3年度上期分は76.7%と大きく減少した。逆有償分の引取量が約2万9千トンとなり、下期分では有償分割率が98.1%まで回復したもののPETボトルの委託料の支払総額は約17億3千万円（予算比1.8倍）となり、2年度分消費税納税額の増加も加わって特定事業者に対する約5億4千万円の追加徴収が余儀なくされた。

なお、当協会では、欧州におけるプラスチック廃棄物等のリサイクルの現状や取り組み、課題等を調査すべく令和3年度に視察団を派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を勘案し、2年度に続き延期することとした。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、令和3年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

また、再商品化業務の公正性を担保すべく、不適正行為に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を厳正に適用した。

令和3年度の危機管理実績としては、日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動5件（前年度8件）、「業務改善指示」は9件（前年度0件）、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を23件（同15件）発出した。

このほか、不適正行為通報（通報専用窓口を通じて把握した告発情報）は、令和3年度は4件（同2件）あり適切に対応した。専用窓口寄せられた不適正行為通報への対応については、風評被害につながることをないよう情報管理を含め慎重に対応した。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催した。

同委員会では、市町村、再商品化事業者、特定事業者、協会内部それぞれに関して想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度から分析し、具体的なリスク防止策の進捗状況を四半期ごとに確認し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。また、自然災害や重大な感染症発生時など万一の事態に備えて策定したBCP（事業継続計画）に関しては、事務局員一人一人の意識を高めるため、REINSバックアップシステムへの接続作業などの訓練を継続して行っている。

令和3年度においては、構築済みのバックアップ環境を駆使し、在宅勤務におけるリモートワークの実施によって役職員の安全を守りながら、通常通りの業務遂行を行うとともに、オンライン会議システムを導入して内部・外部とのミーティングを実施した。また、セキュリティ強化、機能保全のためサーバーの更新も行っている。

新型コロナウイルスの感染防止対策としては、事務局内ではマスクの着用、消毒アルコールによる手洗い、アクリル板の設置等を徹底した。また、再商品化事業者や中間処理施設等に対しては、ソーシャルディスタンスの確保をはじめ事務局同様の感染防止対策や安全・衛生対策の徹底を周知、依頼した。

(2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

主務省は、容器包装の再商品化義務履行に関して「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を行っており、当協会も次に掲げる取組みを継続的に実施している。

- 主務省を個別に訪問し、ただ乗り事業者への指導強化を依頼するとともに具体的対策について協議
- 要請に基づき国へ特定事業者の申込関連情報等を提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書によりリサイクル義務の確認と履行を要請（年4回：令和3年5月、8月、11月、令和4年2月）
- 消費者や特定事業者による監視機能等の観点から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載
- 全国各地の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連

合会に依頼し、各団体及びその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施

○ただ乗り事業者対策の一環として、公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金（実施委託料及び抛却委託料）を当協会ホームページに掲載

なお、令和3年度は再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして558社（令和2年度は372社）から約5億3千万円（令和2年度は約6億6千万円）を得た。

また、当協会と再商品化委託契約を締結しながら委託料金が未納となっている大口事業者には、顧問弁護士名で支払催告を行い、分割払いを希望した事業者には計画通りの支払いを定期的に督促している。

5. 市町村への資金抛却

(1) 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の抛却

容り法第10条の2に基づく「市町村への資金抛却制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金抛却する仕組みである。各年度分を翌年9月に該当する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ資金抛却を行っている。抛却額は下表のとおりで令和2年度分については抛却金は発生しなかった（0円）。

合理化抛却金推移

（金額単位：億円）

	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	元年度分	2年度分
ガラスびん	0.15	0.03	—	—	—	0.22	—	—	—
PETボトル	0.52	—	1.02	0.12	0.61	0.12	—	—	—
紙製容器包装	0.13	0.07	0.02	0.04	0.03	0.01	0.01	0.00	—
プラ製容器包装	18.09	21.17	12.85	16.06	24.38	—	—	1.38	—
合計	18.89	21.27	13.89	16.22	25.02	0.35	0.01	1.39	0

(2) 有償入札に伴う市町村への資金の抛却

PETボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入については、引き続き該当する市町村等に対して引き取り量及び落札単価に応じた資金抛却を実施した。令和3年度は、1,130市町村等へ約61億円（令和2年度は、1,119市町村等へ約77億7千万円）を抛却した。

なお、市町村ごとの抛却情報については、ホームページにて公表している。

有償入札に伴う抛却金推移

（金額単位：億円）

	25年度分	26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	元年度分	2年度分	3年度分
ガラスびん	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—
PETボトル	67.88	101.47	65.65	51.68	77.83	73.24	87.69	77.02	60.43
紙製容器包装	1.39	1.72	2.11	2.17	2.31	2.23	2.08	0.66	0.57
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	69.28	103.19	67.78	53.86	80.14	75.47	89.77	77.68	61.01

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

(1) 重要課題（危険物混入、プラスチック資源循環施策等）に係る周知・広報活動の強化

リチウムイオン電池等の混入による発火トラブルは、容器包装のリサイクル現場に事業継続を左右するほどの影響を及ぼす事例も見られ、その防止のため消費者と市町村に向けた周知活動を継続・強化した。

また、プラスチック資源循環施策に関しては、法律、政省令、告示などをホームページに掲載、周知するとともに、関連情報を記載した主務省のホームページのコーナーへのリンクを掲載し情報へのアクセスの促進を図った。この他、令和3年6月には、環境省から平尾リサイクル推進室長を講師に招き、プラスチック資源循環法の説明会を開催した。

(2) 指定法人による再商品化のメリットの明確化と周知

容器包装廃棄物の独自処理を行う市町村が少なからずある現状を踏まえ、指定法人を活用した再商品化の促進を図るべく、そのメリット（＝全国を対象とするスケールメリット、あらゆる地域をカバーするユニバーサルサービス、市町村からの確実な分別基準適合物の引取保証、有償分扱出金の支払い、消費者への情報提供など）について、ホームページや会報（容リ協ニュース）、説明会等の様々なツールと機会を通じ、分かりやすい周知に努めた。

(3) ホームページや機関誌等を通じた分かりやすい情報発信・公開

各関係主体の一層の理解と協力を得るため、SDGs（持続可能な開発目標）の一つに掲げられる循環型社会の構築にも寄与する容器包装リサイクル制度とその運用、関係主体の効果的・先進的な取組事例、関連する国内外の動向などを、分かりやすく具体的に周知すべく広報活動に努めた。

当協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>) の令和3年度のアクセス数は、年間約59万件（前年度比約7万件増）と約12.8%増えている。

また、消費者一般の理解促進に向けた「容器包装リサイクル1分間動画事典」（素材別に分別排出ルールやリサイクルの流れなどを短時間で分かりやすく解説した動画）を自由にダウンロードのうえ利用できるようホームページに掲載した上で、市町村、教育機関などでの利活用の促進、普及を図った。

加えて、リチウムイオン電池等の混入による事故の抑制・防止については、排出と収集の時点で適正に分別することが極めて有効であることを踏まえ、ホームページや事例集、チラシ、ポスター等を活用した消費者向けの広報活動を強化した。

このほか、ホームページでは、全ての再商品化義務履行者リスト、公表に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金額、市町村からの引渡量の推移等の情報公開を推進するとともに、容器包装リサイクルの促進による多くの成果（リサイクル率の向上、最終処分場の長寿化、資源の有効利用促進等）について周知した。

(4) メディアやイベントを活用した広報活動の積極展開

新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な事業等について、広く社会への的確に報道されるよう情報提供に努めた。

特に、リチウムイオン電池の混入による事故防止に関しては、消費者の注意喚起が重要

であることから、全国新聞紙での記事掲載やエコプロ2021、くらしフェスタ東京2021への出展を行ったほか、ホームページ、機関誌での周知・広報にも注力した。

また、分別排出など重要な役割を担っている消費者に向けた情報発信強化の必要性を踏まえ、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツ、市町村向けコンテンツの内容の拡充等に注力した。

加えて、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、2022日本包装産業展（JAPAN PACK 2022）（主催＝一般社団法人日本包装機械工業会）などイベントへの後援・協賛・出展を行った。（P-22～23参照）

（5） 容リ協ニュース、年次レポート及び動画による制度等の周知

容リ制度のステークホルダーである特定事業者、市町村、再商品化事業者や国などに対する情報発信を主目的とした会報「容リ協ニュース」については、リサイクル現場の取り組み、再商品化製品利用商品の紹介、特定事業者の3R推進への取り組み、自治体及び再商品化事業者における品質向上の事例などを積極的に紹介し、読み手のニーズも反映した紙面づくりに努め、年3回・各8,000部発行した。

また、年間の協会事業の報告を目的として、「年次レポート」を1万部作成し各ステークホルダーへの配布のほか、各種説明会やイベント等で配布し広報の拡充を図った。

啓発ツールとしての広報用動画（DVD）は、市町村・市民向け並びに特定事業者向けのものをホームページのトップに分かりやすく「動画で学ぶ」として目にとまりやすいように配置するとともに、市民向け啓発ツールの「禁忌品混入防止のお願い」については、市町村での積極的な活用を呼びかけた。

（6） 各種説明会等による普及・啓発

① 令和4年度登録希望事業者に対する説明会

令和4年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る告知を、令和3年7月1日付官報等で行った。また、7月8日及び9日に再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、オンラインと会議室での併用で開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	3年7月9日 13:30～15:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	62名(49社)
PETボトル	3年7月8日 10:30～12:00	WEB(オンライン)	75名(49社)
紙	3年7月8日 13:30～15:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	45名(43社)
プラスチック	3年7月9日 10:30～12:00	WEB(オンライン)	1社(1名)

② 令和4年度事業の実施に向けた市町村に対する説明会

令和4年度事業の実施に向け、市町村等の担当者を対象とした説明会を全国5都市で6回開催したほか、同様の内容の動画を作成し協会ホームページで配信した。

開催地	開催日	会 場	出席者(市町村・一部事務組合等数)
東 京①	3年11月8日 13:00～16:00	A P 新橋	53名 (53市町村等)
東 京②	3年11月9日 13:00～16:00	A P 新橋	80名 (80市町村等)
大 阪	3年11月10日 13:00～16:00	ホテルマイテイズ 新大阪	78名 (75市町村等)
福 岡	3年11月11日 13:00～16:00	西鉄グランドホテル	59名 (59市町村等)
札 幌	3年11月12日 13:00～16:00	京王プラザホテル札幌	46名 (45市町村等)
仙 台	2年11月12日 13:00～16:00	ホテルメトロポリタン仙台	18名 (18市町村等)

③ 令和4年度再商品化業務に関する入札説明会

令和4年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会をオンラインと会議室の併用にて開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等につき説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	3年12月17日 13:30～15:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	63名(45社)
PETボトル	3年12月16日 10:30～12:00	WEB(オンライン)	75名(44社)
紙	3年12月16日 13:30～15:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	42名(35社)
プラスチック	3年12月17日 10:30～12:00	WEB(オンライン)	56名(39社)

④ 令和4年度の再商品化業務契約事業者の業務手続に関する説明会

令和4年度の契約予定再生処理事業者を対象とした業務手続に関する説明会を令和4年3月に開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	4年3月11日 10:30～12:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	54名(41社)
PETボトル	4年3月10日 13:30～15:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	52名(35社)
紙	4年3月10日 10:30～12:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	37名(32社)
プラスチック	4年3月11日 13:30～15:00	WEB(オンライン) 又は協会大会議室	59名(35社)

(7) 各種関連事業への後援・協賛等

令和3年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った事業等は次のとおり。

主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
3年10月18日～ (オンライン配信)	第18回 2021 年子どもとため す環境まつり 【WEB版】	中央区環境保全 ネットワーク	環境についての“いろんなこ と”が子どもも、大人も、た のしく学べる	出展
3年10月22日～ 4年1月31日(オ ンライン開催)	くらしフェスタ 東京2021 【WEB交流フェ スタ】	東京都消費者月 間実行委員会	消費者団体・事業者・行政によ る展示などを通じて消費生活 について楽しく学ぶ(元気ネ ット協働)	出展
3年12月8～10 日	エコプロ2021 「持続可能な社 会の実現に向け て」	一般社団法人サ ステナブル経営 推進機構、日本 経済新聞社	環境を取り巻く多様なステー クホルダーにビジネスマッチ ング、情報収集、環境学習の場 を提供する	出展
4年1月25日	第16回容器包 装3R推進フォ ーラム	3R推進団体連 絡会	自治体・事業者・市民等さま ざまな主体が連携して、容器 包装の3R推進について考え る	後援
4年1月15～18 日(於:東京ビ ッグサイト)	JAPAN PACK 2022 日本包装産 業展	一般社団法人日 本包装機械工業 会	包装業界及び関連業界におけ る国内外の最新鋭機器・技 術・サービスとそのユーザ ー・バイヤーが一堂に会し、 大型の展示商談を行う	協賛
4年3月19日～ 4月9日(オン ライン開催)	こどもエコクラ ブ全国フェステ ィバル2021	公益財団法人日 本環境協会	子供たちが広く環境に関心を 持ち、環境に対する責任と役 割を理解し、環境保全活動へ の参加等を通じて環境問題を 解決する力を育成する	出展

主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
3年4月27日 (AP虎ノ門)	プラ推進協2021年度第1回3 R推進セミナー 「2021年度落札結果の概要」	プラスチック容 器包装リサイク ル推進協議会	桐谷 秀紀 プラ スチック容器事業 部 部付部長
3年7月12～21日 (録画・オンライン開 催)	農林水産省 令和3年度食品 産業環境業務研修 「容り法における再商品化委 託について」	農林水産省食料 産業局	大竹 恵美 企画 広報部 課長(コー ルセンター長)
3年10月5日 (オンライン開催)	地球環境戦略研究機関(IG ES)講演会 「容り協におけるPETボト ルリサイクルの役割と課題」	地球環境戦略研 究機関(IGES)	前川 恵士 業務 執行理事・PETボ トル事業部長

3年11月26日 4年2月2日 4年2月18日 (オンライン開催)	2021 環境省主催 3R 推進セミナー 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	環境省 (共催) 3R活動 推進フォーラム	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長
4年3月25日 (オンライン開催)	3R 活動推進フォーラム環境塾 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	3R活動推進フォーラム	清水 健太郎 プラスチック容器事業部 課長

7. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（容り法施行令、平成7年12月14日）に基づき、主として市区域に設置された商工会議所（令和4年4月1日現在で515ヵ所）の全国組織である日本商工会議所（日商）及び、町村区域に設置された商工会（令和4年4月1日現在で1,643ヵ所）の全国組織である全国商工会連合会（全国連）に業務委託を行い、そのネットワーク力を活かし効率的に各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込受付や普及啓発活動を行った。

なお、例年実施している全国主要都市での「特定事業者向け説明会・個別相談会」は新型コロナウイルス感染拡大の状況を勘案し開催中止とした。

(1) 特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の令和3年度における特定事業者からの「再商品化委託契約申込件数・金額」は、合計で17,894件^{*1}（前年度18,057件）・約504億2千万円（同約498億6千万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みとなっている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター^{*2}）に申込みを行う特定事業者もある。ちなみに特定事業者自身によるオンライン申込件数を前年度と比較すると、令和2年度12,687件（申込件数の70.3%）から令和3年度は13,075件（同73.1%）となっている。

^{*1} コンビニエンスストア等一括代理人契約で本部一括申し込みの場合、本部を1件としてカウント。個店等をカウントした場合は80,253件。申込金額は申込時点での額。

^{*2} OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込情報の入力などの事務処理を行うために設置している機関。

令和3年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全体 (合計)		件数	金額 (消費税込)
		17,894件 (100.0%)	50,420,910,616円 (100.0%)
申込 内 訳	商工会議所	3,139件 (17.5%)	3,399,207,614円 (6.7%)
	商工会	1,449件 (8.1%)	500,278,607円 (1.0%)
	特定事業者から直接	13,075件 (73.1%)	45,025,745,159円 (89.3%)
	OPC	231件 (1.3%)	1,495,679,236円 (3.0%)

- (備考) 1. 本表の件数では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPCの件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（令和3年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
3. 本表の実績は、令和4年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(2) 担当者研修会の開催

全国各地の商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込みの契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン操作含む）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程でオンライン研修会を開催した。

<商工会議所関係>

開催日：令和3年9月30日（木）、10月1日（金）、10月5日（火）

出席者数：165 商工会議所・201 名

<商工会関係>

開催日：令和3年9月1日（水）、9月15日（水）、9月22日（火）

出席者数：237 商工会（連合会）・279 名

8. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

容器制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年4回開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体と随時、交流、情報交換を行った。

(2) 海外関係機関との交流促進

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人の移動の制限等から、諸外国からの意見交換会や説明会の開催依頼がなくなり、また当初予定していた欧州への視察団の派遣も取りやめたことから、オンライン以外の海外関係機関との交流機会はなかった。

9. 事務局における計画的、継続的な人材育成とICT活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大している。それらに適切に対応していくため、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得を図るべく、全役職員を対象とした研修と勉強会、役職別の研修を計画的に実施した。

特に、令和3年度においては、課長及び課長補佐クラスを対象とした研修（「10年塾」）を講義及びワークショップ（6回）の形式で開催した。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極的対応

当協会コールセンターに寄せられる特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ事務局内で随時、対応を検討、実施した。

具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする書類や諸手続きの見直し、照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの拡充等を行った。なお、コールセンターにおける令和3年度の個別対応は、在宅勤務によるテレワークでの電話対応を可能とする環境を整え、主として電話とメールにて回答を行った。件数は特定事業者関係4,184件(前年度3,341件)、商工会議所・商工会関係168件(同107件)、その他548件(同266件)、計4,900件(同3,714件)であった。

(3) ICT (情報通信技術) 活用による業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続きICTの活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組んだ。具体的には、ポータブルPC端末のさらなる活用の促進、WEB会議システム、プロジェクターを活用した内部会議のペーパーレス化を徹底したほか、在宅勤務に対応した情報通信環境の整備、活用を進めた。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態が宣言されて以降は、在宅勤務に対応したシステムのリモート運用の整備と役職員の活用促進を図った。

10. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

業務の適正・着実な執行体制の整備、危機管理の徹底、組織倫理の周知などを通じ、従前にも増してガバナンス(内部統治)の向上とコンプライアンス(法令遵守などの内部統制)の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように万全を期した。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時 : 令和3年6月10日(木) 13時30分～15時20分

○場 所 : WEB(オンライン)又は協会大会議室

○理事出席 : 18名

○議 事 :

本理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB(オンライン)出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 令和2年度事業報告(案)について
- ② 令和2年度財務諸表(案)について
- ③ 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長の指示により、資料に基づき、①については先ず、西山専務理事より令和2年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和2年度事業報告(案)の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、本間監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

なお、次のとおり意見があり、当協会西山専務理事から当協会の考え方と今後の対応について説明があった。

【田中 希幸 理事(ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長)】

ガラスびんに関しては、令和2年度は「その他の色」で追徴金が発生している。色々原因はあると思うが、特定事業者の申込量よりも市町村からの引き取り量が多いという数量差異が大きな原因であると思っている。容リ協としてただ乗り事業者対策を行っていると思うが、それは再商品化契約をした特定事業者に対するものであって、特定事業者の申込量と市町村からの引き取り量の差については、申込をしていない事業者があるためではないかと推測している。こちらについては容リ協だけでは対応が難しいと思うので、是非主務省庁と協力いただいて、再商品化の申込みをし、委託料をお支払いいただくよう促していただきたい。ガラスびんの「その他の色」については、ワインやオリーブオイルのように主に輸入品のウェイトが高いのではないかと考えている。事実、国内のガラスびんの出荷の構成比と市町村から引き取っているガラスびんの構成比を比べてみると「その他の色」の構成比は市町村からの引き取りで特に高くなっている。については、本日オブザーバーで国税庁の方もいらっしゃっているので、ワイン輸入事業者で小規模事業者に該当しない者について漏れなく申込みいただけるように是非対応をお願いしたい。

【西山専務理事】

ご懸念の件は、私どもも全く同感である。ただ乗り対策については今まで以上に当協会でも関係省庁にお願いしなければならないと思っており、今までなかったような働きかけをまさに始めたところである。詳細については追ってご報告の機会を設けたい。

④ 評議員会への提案事項について

(ア) 任期満了に伴う理事（第7期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から、任期満了となる理事の選任に関して、理事（第7期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

なお、第7期理事の任期は6月29日開催の令和3年度定時評議員会終結後より令和5年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

澤田 道隆	西山 純生	栗原 博	高松 和夫
石川 昇	堀田 肇	前川 恵士	雨宮 敏幸
秋野 卓也	浅野 正彦	荒井 恒一	奥田 辰幸
加藤 英仁	川村 節也	久保 直紀	栗原 正雄
田中 希幸	土本 一郎	吉田 雅治	吉永 茂樹

(イ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
新井 智男	伊藤 洋
加藤 宏治	谷 健太郎
小林 治彦	西尾 昇治

(ウ) 就業規則の改正（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、令和3年2月8日から新たなシステム導入により、事務局内の申請・承認手続きをオンライン化したため、申請手続きに関する該当条項を実態に即するよう改正したい旨説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

⑤ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正があり、今年の3月1日より、役員等賠償責任保険契約の内容の決定をするには理事会の決議を経る必要があること、併せて明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

⑥ 令和3年度定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催日程と議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、開催日程と議事等（案）

について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

- ① 普及啓発・リスク管理に係る令和2年度報告（令和3年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償及び逆有償落札状況等、令和3年度「落札結果」、協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート等の「普及啓発活動」及び、危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報等、令和2年度「リスク管理」について報告した。

- ② 令和2年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和2年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

- ③ 令和2年度発火トラブル報告及び令和3年度対応（プラスチック）について

議長の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和2年度件数を報告し、「生産者、販売者が受け持つ責任」、「発火危険品として明確な分別排出の区分」の2つの視点をポイントとして対応強化に向けて取り組む令和3年度対応計画について報告した。

- ④ 定款変更に関する手続きについて

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、本年6月の通常国会で可決された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の規定に基づく新たな事業を実施することが可能となるよう、今後当協会の定款を変更する必要がある、今年の10月に臨時理事会、臨時評議員会を開催して変更内容について決議する予定であること等のスケジュール、変更を必要とする定款の条項について報告した。

(2) 定時評議員会

○日 時：令和3年6月29日（火） 13時30分～15時00分

○場 所：WEB（オンライン）及びAP虎ノ門 会議室A

○評議員出席：38名

○議 事：

本評議員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 任期満了に伴う理事（第7期）の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から、任期満了となる理事の選任に関して、理事（第7期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全

員の賛成により、異議なく承認された。

なお、第7期理事の任期は6月29日開催の令和3年度定時評議員会終結後より令和5年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

澤田 道隆	西山 純生	栗原 博	高松 和夫
石川 昇	堀田 肇	前川 恵士	雨宮 敏幸
秋野 卓也	浅野 正彦	荒井 恒一	奥田 辰幸
加藤 英仁	川村 節也	久保 直紀	栗原 正雄
田中 希幸	土本 一郎	吉田 雅治	吉永 茂樹

② 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
新井 智男	伊藤 洋
加藤 宏治	谷 健太郎
小林 治彦	西尾 昇治

③ 就業規則の改正（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、令和3年2月8日から新たなシステム導入により、事務局内の申請・承認手続きをオンライン化したため、申請手続きに関する該当条項を実態に即するよう改正したい旨説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和2年度事業報告について

② 令和2年度財務諸表について

議長の指示により、6月10日開催の当協会令和3年度第1回定時理事会で承認された①「令和2年度事業報告」及び②「令和2年度財務諸表」について、一括して報告した。①については先ず、西山専務理事より令和2年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和2年度事業報告の概要について説明した。また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行った。

③ 普及啓発・リスク管理に係る令和2年度報告（令和3年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、堀田理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償及び逆有償落札状況等、令和3年度「落札結果」、協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート等の「普及啓発活動」及び、危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報等、令和2年度「リスク管理」について報告した。

④ 令和2年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それ

それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和2年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

⑤ 令和2年度発火トラブル報告及び令和3年度対応（プラスチック）について

議長の指示により、石川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和2年度件数を報告し、「生産者、販売者が受け持つ責任」、「発火危険品として明確な分別排出の区分」の2つの視点をポイントとして対応強化に向けて取り組む令和3年度対応計画について報告した。

⑥ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正があり、今年3月1日より、役員等賠償責任保険契約の内容決定には理事会決議が必要となり、去る6月10日の理事会で承認されたことについて報告した。

⑦ 定款変更に関する手続きについて

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、本年6月に制定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の規定に基づく新たな事業を実施することが可能となるよう、今後当協会の定款を変更する必要があると、今年10月に臨時理事会、臨時評議員会を開催して変更内容について決議する予定であること等のスケジュール、変更を必要とする定款の条項について報告した。

なお、報告の後、次のとおり意見があり、当協会栗原常務理事から当協会の考え方と今後の対応について説明があった。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター）】

定款変更については法律の改正に対応するという説明と思うが、そもそも論から言うと容リ協の目的を変更してまで、新法の中に於いて製品プラも併せて一括回収して再商品化することになった経緯や、容リ協として役所とどのようなやり取りをされてきたのかを知りたい。製品プラスチックと容リプラスチックを一括回収し再商品化するという仕組み自体、特定事業者の費用負担など容リへの悪影響の可能性が十分あるのではないかと危惧している。例えば、一括回収により雑多なプラスチック、異物が増えて残渣が増えるという可能性もある。また、市町村が負担する製品プラスチックと容器包装プラスチックの特定事業者負担分とをきちんとした数字に裏付けられた根拠で公平に分担できるのか、そういった仕組みも想定し難いと感じている。そういったこともあるので主務省と相談して案ができれば説明するというのではなく、きちんと納得のできるような情報提供をしていただきたい。

また、新法の運用については、西山専務理事が経済産業省の検討会に参加していると聞いている。今、特定事業者として懸念しているごく一部を申し上げたが、しっかりと良い制度になるよう検討に参加していただきたい。

【栗原常務理事】

我々も可能な限り色々な情報提供をするよう努めてきたつもりである。法律については、審議過程に我々は直接参加することはできず、条文そのものも審議会でも議論されていなかったと思う。条文の中に市町村は容リ法に基づく指定法人レートで再商品化を

することができる、という条文が書かれたが、協会としては資源循環の促進を図る、という国としての目的自体に反対するものではなく、可能な範囲で協力していく必要があると考えている。

今ご指摘のあったような点については我々としても色々と国に申しあげているが、全体としてのボリュームであるとか、そこにどのくらいのコストに係るのか、市町村あるいは再商品化事業者がどういった形で参加できるのかという点についても不明確な点があるため、これからきちんと詰めていく必要があると思っている。

今日のこの後の説明会も、そのようなことも踏まえて環境省の室長にお越しいただき、できるだけ情報提供させていただきたいという趣旨で開催するものである。是非この後の説明会でも疑問点等あればご質問頂ければと思う。

2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会

(1) 第1回臨時理事会

○日 時：令和3年6月29日（火）16時00分～16時15分

○場 所：WEB（オンライン）及びAP虎ノ門 会議室D

○理事出席：19名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 代表理事理事長の選任（案）について

高松議長の指示により、栗原理事から理事長候補者に関して、次の説明があった。

当協会では、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（又は促進協議会）から、1期2年ごとに理事長を推薦する（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）ルールとしており、本多理事長の後任の理事長候補者は、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会から推薦のあった、花王株式会社取締役会長の澤田 道隆氏となる。

この説明を受けて、高松議長より出席者に諮ったところ、澤田氏が理事全員の賛成により、異議なく理事長に選任された。

澤田氏が新理事長に選任されたことを受けて、「理事会運営規程」第7条第1項により、議長を、高松事務局長から澤田理事長に交代した。

② 代表理事専務及び代表理事常務の選任（案）について

澤田議長の指示により、高松事務局長から代表理事専務及び代表理事常務の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、西山 純生氏が専務理事に、栗原 博氏が常務理事に（いずれも再任）、理事全員の賛成により、各々異議なく選任された。

③ 代表理事以外の業務執行理事の選任（案）について

澤田議長の指示により、栗原常務理事から代表理事以外の業務執行理事候補者の選任（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、高松 和夫氏、石川 昇氏、

堀田 肇氏、前川 恵士氏、雨宮 敏幸氏（全員再任）の5名が理事全員の賛成により、異議なく選任された。

(2) 第2回臨時理事会

○日 時：令和3年10月26日（火）16時00分～17時05分

○場 所：WEB（オンライン）及び協会大会議室

○理事出席：19名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 定款の変更（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、プラスチック資源循環促進法の規定に基づく事業及び準備業務を令和4年度から実施することが可能となるよう、当協会の定款を変更する必要があること、また、主務省と事前協議のうで準備した変更案について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により承認された。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

第3条の目的で分別基準適合物について色々触れられていたが、今回削除になったということについては、できれば残していただきたかったので残念に思っている。

第5条の事業の部分について、(1)では容り法に基づく分別基準適合物、(2)ではプラスチック資源循環法に基づく分別収集物ということで、実際には容りプラと製品プラが合わさった、委託スキームのいわゆる分別基準適合物相当のものを自治体から委託されるということだが、分別基準適合物相当等の文言があった方が良かったのではないかと。

また、後ほどの再商品化業務規程の説明のところにも繋がるが、同規程については、容りでは法律で決まっているそうだが、プラスチック資源循環法では、同様の定めがないということを知っている。定款及び規程についてはダブルスタンダードにならないように、同じ様な基準で統制されるのが望ましいのではないかと考えている。

【栗原常務理事】

定款については、既に主務省と何度もやりとりし調整させていただいた結果である。ご指摘のあった(1)(2)については基本的には法律の条文に書かれている文言をそのまま引用している。当然、プラ新法の分別収集物には分別基準適合物もプラスチック製品も分別基準適合物とみなすものも入る。法律に基づく分別収集物で全て包括され、本文言で良いと主務省からもご意見をいただきこのような書き方になっている。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

今回の定款変更の主な目的は、プラスチック資源循環法に基づく委託スキームについての再商品化を受けるにあたって必要なことと理解している。従って第5条の事業について2号にその再商品化事業が新たに追加されることについては説明のとおりか

と思う。一方、目的の部分については、色々と交渉等されたのかと思うが、基本的に当協会は容り法における指定法人という役割があるので、ある意味では目的はいじらずに、事業を追加するだけでも可能なのかとも思っていた。色々紆余曲折あったかと思うが、感想としては目的の「並びに」以降、当協会自体が容り法に基づく指定法人という中で、プラスチックにおける資源循環という文言が書かれているところに違和感がある。特出しすることの意味合いが私自身は理解できない。交渉事等もあるかと思うので致し方ない部分もあるかと思うが、意見として述べさせていただく。

【澤田理事長】

どの様な文言で盛り込むかということは、紆余曲折ありながらバランスを取ってこのような形になったと思うが、川村理事及び田中理事のご意見を十分踏まえたうえで定款変更したとしても、きちんと自分たちの位置づけを理解しながら運用していかなければならないと思うので、意見としてしっかりと受け止めさせていただく。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

6条について、容り法24条で再商品化業務規程を定めなければならないとされている為、そこに該当するところの追記をされているということで理解した。今回の定款変更とは別ではあるが、一方、目的もしくは事業に追加をしたということで、容り法の特定容器包装以外の再商品化についての規程についてどのようにお考えなのか。今この場では、まだ提示されていないようであるが、川村理事が仰ったように私も規程自体は必要ではないかと考えている。

【栗原常務理事】

この後、報告のところ業務規程の変更についてという項目があり、そこで説明させていただく。

② 公益認定変更手続きについて

議長 の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき次のとおり説明がなされた。
プラスチック資源循環促進法の成立に伴い、当協会の公益目的事業の内容に変更が生じるため、内閣府へ「変更認定申請」又は「変更届出」の手続きが必要であるが、どちらに該当するか同府に確認したところ、「変更届出」が良いとの判断であった。したがって、12月の理事会及び評議員会において、同変更届出に必要な令和4年度の事業計画及び収支予算を決議いただいた後、速やかにこれらを含む関係書類を内閣府に提出する予定である。

以上の説明の後、議長より本手続きにつき出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

③ 令和4年度再商品化実施委託単価（案）及び令和3年度抛却委託単価（案）について

議長 の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【澤田理事長】

今、かなり電力料が上がっているが、必ず単価に影響が反映されるものなのか。

【栗原常務理事】

再商品化の現場では影響があると思うが実情については何とも言えない。特にリサイクラーの場合、運搬にコストがかかるので、例えばガソリン価格などはかなり影響があると思われる。

【澤田理事長】

確かにガソリンコストも上がっている。今後はリサイクラーも、処理する際に出来るだけ再生エネを使用していくだろうが、電力やガソリン価格の高低による変動はどうしても出てくるだろうと感じている。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

お願い事項がある。新法が施行されると相当現場が混乱すると想定している。

製品プラを集めると言っても、その定義もはっきりとしていない。実は環境省のモデル事業があり市町村を回っているが、我々以上に混乱している。製品プラの定義もなかなか決められない、集め方にも問題がある、認定スキームをやろうとしても、周辺にリサイクル事業者がいない。実証試験をやるにしても遠いところに持っていく必要があり、令和5年から実際に始まるということだが、どうなるのかと心配している。収集の現場や収集物、委託スキーム、認定スキームそれぞれの容りと製品の仕分けの担保やコストなど想定できないことがある。

特定事業者としては容りのコストを如何に下げるかだが、絶対量が増えると負担は増える。現実に関今の単価を見ると、かなり右肩上がりになっているし量も増えている。そのような実態の中、リサイクル事業者による受け皿も一杯一杯で十分ではない。国の方とも色々とお話し、ストーリーは定義づけしていただけるが、現場の話がどこかに飛んでしまっている。

については、特定事業者との密接な情報交換、連携業務ということをお願いしたい。産業界としても市町村の廃棄物の現場をほとんど知らない。どちらかという、これまででは対決的な関係であったが、それでは対応できないと思う。省庁の方も含め、情報交換、意見交換が必要である。審議会ではPDCAを回して追々仕組み変更も検討していくと言われているが、一度動き出したものはそう簡単には変えられない。しかしながら、運用上の変更は必要となってくるので、そのような場を作っていただきたい。

【澤田理事長】

私は、容り協会の理事長であるし、CLOMAの会長もしている。会社としてはプラスチックを使って排出している立場である。このような一つの方向性をちゃんと現場で回していけなくなるとオーバーフローしてしまい、混乱が混乱を呼ぶ。仰ったように現場をよく理解しながら、きちんと連携していくところは連携していかなければならないし、その中で見えたことは行政にフィードバックして理解してもらう必要がある。頂いたご意見をきちんと踏まえて容り協としても活動しないとイケないと思っている。

<報告事項>

- ① 令和3年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について
議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、（ア）令和3年度下期PETボトル落札結果、（イ）令和3年度引き取り・再商品化製品販売状況、（ウ）新型コロナウイルス感染症の影響、（エ）不正・不適正行為の防止、危機管理体制の維持強化、(株)

中村環境（福島県相馬市の再商品化事業者）の残渣処理問題への対応につき報告があった。

- ② 第1回臨時評議員会、第2回定時理事会及び第2回臨時評議員会の開催について
議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、今後の理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。
- ③ 再商品化業務規程の変更について
議長の指示により栗原常務理事から、定款と併せて決議する予定であったが、プラスチック資源循環促進法の政省令が未だ公布されておらず、主務省と変更案の最終調整中であり、12月14日に予定されている評議員会でお諮りしたい旨の報告があった。
(資料は無し)

3. 第1回臨時評議員会・第2回定時理事会・第2回臨時評議員会

(1) 第1回臨時評議員会

- 日 時：令和3年11月5日（金） 13時30分～15時00分
- 場 所：WEB（オンライン）及びAP新橋 Aルーム
- 評議員出席：36名
- 議 事：

本評議員会は、例年十二月に開催して次年度の事業計画等について審議する評議員会（本年度は12月2日を予定）とは別に特別開催したものである。

通常の議案は過半数であるが、審議事項の1つである「定款の変更」の決議は、特に重要な議題であるため「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第百八十九条第二項及び当協会「評議員会運営規程」第十二条で、評議員の3分の2以上の多数をもって行なうことが定められており、出席者数は、この3分の2の規定の34名を超えていることが報告された。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

①定款の変更（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、プラスチック資源循環促進法の規定に基づく事業及び準備業務を令和4年度から実施することが可能となるよう、当協会の定款を変更する必要があること、また、主務省と事前協議のうえで準備した変更案について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議があったものの質疑応答の後、出席評議員全員の賛成により承認された。＜変更内容は別添の通り＞

なお、意見、質疑応答については次のとおり。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

法律が改正されて容り協で新たな業務を行うことになったことに対する改正だということとは理解しているが、内容について3点疑問がある。

1 点目は、市町村が認定スキームで直接再商品化する場合の容器包装分の費用負担であるが、容リ協に特定事業者が一旦納めたお金を後で費用精算するという仕組みだと思うが、この業務については今の定款案では読めないと考えている。

2 点目は、第 6 条についてだが、第 5 条第 1 項第 1 号の部分のみ再商品化業務規程を定めるとされているが、製品プラも容リプラと一括して再商品化するにあたって容リプラだけ業務規程を作る、これは法律の仕組みが違うということだとは思いますが、製品プラについては業務規程を設けないというのは組織のガバナンスとして不適切である。

3 点目は、目的についての書き方であるが、元々容リ協がやっていた業務に新法の業務が追加されたということであれば、元々の赤字で消されている部分にくっつける方が適切ではないかと思う。プラ新法のプラスチック資源の循環というのは、資源の有効活用なり廃棄物の適正処理に含まれる概念ではないか。

この 3 点が問題だと思うので、私としてはこの改正案に反対である。

【栗原常務理事】

プラスチック製品の再商品化は、市町村からの受託を受け、その費用は市町村に負担いただく。一括でプラスチック製品と容器包装を回収しリサイクルすることになるが、特定事業者に負担いただくのは容器包装部分のみである。

2 点目の業務規程であるが、この業務規程は容リ法 24 条に基づき施行規則 21 条に書くべき事項が定められた、法律で義務付けられた再商品化業務規程であり、主務大臣が認可するものである。

今後、容器包装以外にプラスチック製品を扱うということになれば、プラスチック製品に関するこの業務規程に相当するものは作っていく必要があると思っている。ただ、それはプラ新法あるいは容リ法で義務化されたものではなく、公益財団という法人のコンプライアンスとして規程を作ることとなる。今回、容リ法に基づく再商品化業務規程案と、そういった全体の構成をお示しできないことについて、説明不足があり申し訳なく思っている。

3 点目の定款 3 条については、元々の条文が目的と事業が重複しており、事業については 5 条に集約して書き分け 3 条からは削除した。定款については、これまで主務省とも調整を重ねており、主務省からは 2 つの法律名とその目的についてはきちんと盛り込むべきという意見をいただきこうした書きぶりとなっている。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

私が 1 点目で申し上げたのは費用負担のことではなく、容リ協で一旦特定事業者から預かったものを市町村へ払うという費用の精算業務については、この定款では読めないということである。

2 点目の 6 条についても法律に根拠がなく自主的に作成するとしても、それについては当然、定款に書くべきであるということである。

3 点目については、主務省との調整ということも分かるし、プラ新法の資源循環と廃棄物の適正処理、資源の有効活用はダブっていると思う。

ここは表現の仕方なのでこだわるわけではないが、1 点目と 2 点目については定款に記載されていないのは不相当と考える。

【栗原常務理事】

協会から市町村にお金を支払うというのはどの点を仰っているのか。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

市町村が認定スキームで直接再商品化をした後に容器包装分の費用を容リ協に請求し容リ協が支払うという形で検討が進められていると聞いている。そのような仕事についてはこの定款では読めない。

【栗原常務理事】

容器包装については、認定スキームについても協会から市町村へ費用を支払うということはない。これは、みなし分別基準適合物として特定事業者からお預かりしたお金をリサイクラーに協会が直接お支払するということである。その辺の詳細については明確に決まっているわけではないがそのような形で検討している。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

市町村が再商品化した部分を容リ協が支払うということになると思うが、その部分がこの定款では読めない。容リ法に基づいて分別基準適合物を再商品化するという業務ではないのではないのか。

【栗原常務理事】

認定スキームについては、プラ新法の中で、容器包装については分別基準適合物と見なし容リ法を適応すると記載されているので、5条の（1）部分に含まれる。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

主務省も含め、容リ法に基づき受託しているという解釈なのか。

【栗原常務理事】

その通り。認定スキームで特定事業者からの負担金で容器包装分を賄うことができるのは容リ法が適応されているからという建付けである。

【田辺評議員（一般財団法人食品産業センター 専務理事）】

大筋理解した。

②公益認定変更手続きについて

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき次のとおり説明がなされた。プラスチック資源循環促進法の成立に伴い、当協会の公益目的事業の内容に変更が生じるため、内閣府へ「変更認定申請」又は「変更届出」の手続きが必要であるが、どちらに該当するか同府に確認したところ、「変更届出」が良いとの判断であった。したがって、12月の理事会及び評議員会において、同変更届出に必要な令和4年度の事業計画及び収支予算を決議いただいた後、速やかにこれらを含む関係書類を内閣府に提出する予定である。

以上の説明の後、議長より本手続きにつき出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①令和4年度再商品化実施委託単価及び令和3年度抛却委託単価について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、10月26日の臨時理事会で承認された標記単価についての報告があった。

なお、報告の後、次のとおり意見があり、当協会高松理事・事務局長から説明があった。

【大塚評議員 早稲田大学大学院 法務研究科 教授】

抛出委託単価が全て0円になったが今後の見通しとしてはどのようにお考えか。

【高松理事・事務局長】

2年連続で全素材0円になっており、制度の曲がり角に来ていると考える。今後抛出があったとしてもわずかで、昔のような高額な金額が出るということは想定できないと思っている。

【桂川評議員 全国市長会】

実施委託単価の算出根拠を見る中で、協会経費が高いのではないかと。

【高松理事・事務局長】

前年と比べてということで良いか。

【桂川評議員 全国市長会】

全体を通してということである。市町村が色々な形で経費削減に取り組んでいるので、正直言って協会経費をもっと削減できるのではないかとと思っている。

【高松理事・事務局長】

予算は前年度や直近の実績等をベースに積み上げているので、その年度の特異な事情もある。一様に全てが減るということはなく、特にPETボトルについては有償の増減によって経費も大きく増減する。前年度と比べるとガラスびん、紙は少し減っており、プラとPETが増えているという状況であるが、仰るとおり見直すべきところもあるかもしれない。経費については、精査したうえで支出の抑制を心掛けたい。

②令和3年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、（ア）令和3年度下期PETボトル落札結果、（イ）令和3年度引き取り・再商品化製品販売状況、（ウ）新型コロナウイルス感染症の影響、（エ）不正・不適正行為の防止、危機管理体制の維持強化、(株)中村環境（福島県相馬市の再商品化事業者）の残渣処理問題への対応につき報告があった。

③第2回定時理事会及び第2回臨時評議員会の開催について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、今後の理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

④再商品化業務規程の変更について

議長の指示により栗原常務理事から、定款と併せて決議する予定であったが、プラスチック資源循環促進法の政省令が未だ公布されておらず、主務省と変更案の最終調整中であり、12月14日に予定されている評議員会でお諮りしたい旨の報告があった。
(資料は無し)

(2) 第2回定時理事会

○日 時：令和3年12月2日（木）15時30分～17時00分

○場 所：WEB（オンライン） 及び 協会大会議室

○理事出席：16名

○議 事：

本理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB（オンライン）出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

①評議員会への提案事項

(ア) 令和4年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和4年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和4年度事業計画（案）の概要について説明した。

(イ) 令和4年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和4年度収支予算（案）に関して説明し、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案について、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、第2回臨時評議員会に提案することとなった。

なお、令和4年度事業計画（案）、収支予算（案）についての意見、質疑応答については次のとおり。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

事業計画について1点、質問というよりお願いがある。「3.」の新たなスキームの構築とその運用に向けた準備とあるが、特定事業者を持つ団体としては関心を持っている。昨今も色々な情報収集のために容リ協のプラ事業部と共に現場に行っているが、緊密な連携・取り組みをさらに深めていくことが大事だと感じている。是非積極的に我々プラ推進協と容リ協による、より一層の連携をお願いしたい。

特に市町村への情報が少ないということもあり、具体的な一括回収の話になると収集物の基準の策定だけでも混乱が起きそうである。市町村の中には適切な方針が定められないところもあるようなので、特定事業者の立場としても緊密な情報交換と市町村との連携・相互理解が必要ではないか考えている。

【澤田理事長】

緊密な連携は必要であり重要だ。より良い連携をこれからも続けていきたいと考えている。

【栗原常務理事】

今までもプラ推進協とは、当協会プラ事業部と個別に会合を行わせていただいているが、それに加えてもう少し幅広い範囲で、必要に応じて連携の形を作った方が良いのかもしれない。意見交換や連携の場を強化していきたい。また、今後プラスチック製品が入ってくれば、適正なりサイクルをするためにも特定事業者の方々のみならず

市町村の方々との連携も必要となる。全都清とは我々も連携しているが、それ以外の市町村関連団体とも幅広く連携を取っていく必要があると考えているので今後検討したい。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

新法では環境配慮設計など、リサイクルそのものではない事項もあり、特定事業者のビジネス全般に与える影響が大きい。また、「循環しやすい・しにくい」「素材転換する・しない」に密接に関係してくる。リサイクルの現場情報が設計担当の部署等に与える影響が従来よりも強くなることを踏まえると、これまでの収集、選別、リサイクルという直接的な資源循環の仕組み以外のところでも現場情報が大事になってくる。そういった点の連携も是非行っていただきたい。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

コンピューター処理料について、素材ごとに前年度予算に比べ増減が違っている理由について教えていただきたい。

また、事業計画にプラスチック資源循環促進法に係る新しいスキームの構築とあり、コンピューターシステムの改修についても書かれているが、これについてはプラ新法に伴う新スキーム対応が起因となっているため、そのイニシャルコストについては当協会の負担ではないと思っている。予算書を見る限り、その分は計上されていないように見えるがその点に関して説明をお願いしたい。

【高松理事・事務局長】

コンピューター処理料については素材ごとの市町村の数、特定事業者の数、再生処理事業者の数で按分しているため、その数字が変わると負担についても変わってくる。

また、4年度の新スキーム準備業務のうちシステム開発については、国に費用負担をお願いしているが、運用費については、どのような費用が発生するか分からないことと、協会の役職員で汗水を流して対応するということもあり、この点については、数字がはっきり出ていないため明確な数字は反映のしようがないというのが実情である。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

分からない部分があるということは理解した。いずれにしろプラ新法対応に起因するところなので、国に費用負担をお願いしたい。

若しくは、委託スキームについては、再商品化費用プラス経費と理解しているので、その経費に反映していただく形で処理をしていただきたい。

(ウ) 再商品化業務規程の変更(案)について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、プラスチック資源循環促進法の規定に基づく事業の令和5年度からの実施を可能とすべく、容器包装リサイクル法第24条の規定に基づく当協会の再商品化業務規程を変更する必要があること、また、主務省と事前協議のうえ準備したその変更案について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、第2回臨時評議員会に提案することとなった。

なお、再商品化業務規程の変更(案)についての意見、質疑応答については次のとおり。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

委託スキームの量の仕分けについては管理出来ると思うが、認定スキームの場合は違う。算出方法の記載はあるが、料金算出の前提となる「分別基準適合物とみなす」の“みなし方の前提”について、一括回収した容器包装、製品、異物、小規模事業者分、様々なものが混在している中から、容器包装とそれ以外をきちんと線引きする方法、担保の仕方について、この文章では読み取りにくい。まだ決められない状況と想像はつくが、どのようにお考えか伺いたい。併せて、容器包装ではない、特に異物の取り扱いについても、ここに記載することかどうかは分からないが、現場では重要な問題である。どのようになっているのか。

【栗原常務理事】

率直に申し上げて、まだ決まっておらず、この業務規程の文言には入れていない。資料3-①の5ページの再商品化業務規程の下の、その他諸規定等に記載されているガイドライン等、国が同じようなものを作ると思うが、それが一つの目安となると思う。協会としても製品プラ分の規程を作るが、皆さんが一番関心あるのは容器包装と製品プラの割合の適正性をどの様に担保するかということだと思っている。その点に関してはまだ決定していない。

【石川理事 プラスチック容器事業部長】

認定については、国が、協会のベール調査方法等と同様の内容を規定して市町村に実施させるという建付けになるので、その実施方法に沿っているかどうかについて、協会は確認することを想定している。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

会員の特定事業者からは、分別基準適合物の判定の適正性と費用の問題は、正確であるかどうかは難しいにしても、納得できる公平なものでなければ困る、という強い意見がある。

新しい法律のスキームになった時に、従来の容リ制度では異物であったものが判定の量や質に影響を与えることもあると思う。尚且つ、市町村が分別基準を決められるということなので、市町村によって収集物の質が異なると思っている。

この辺の議論については、特定事業者全体が非常に強い関心を持っているため、納得できるようにしていただきたい。

【石川理事 プラスチック容器事業部長】

現行の容リ制度でも、異物については様々な意見があることを主務省に伝えている。それも踏まえたうえで、関係する皆様に納得いただけるような方法の検討を再三お願いしている。これから細かい点を決めていくうえで、我々も細心の注意を払って議論に参加していきたい。

【秋野理事 PETボトルリサイクル推進協議会 専務理事】

今回の省令で指定PETボトルについては、32条、33条の対象外となったので、議論についてはプラスチック事業委員会だけで実施すること、という考えで良いか。

また、33条の「分別基準適合物とみなす」という新しい概念が入ることによって、色々不透明な部分があると思う。認定する場合の前提条件として、容リ部分がコスト増にならないこと、とあったと思うが、その確認は容リ協で行うのか。

【石川理事・プラスチック容器事業部長】

PETボトルについては、現行の容リ制度で、その他プラとは分けて扱われている。有価で取り扱われる優秀な素材であるため、ご理解のとおり今回の新法では除外されている。

認定スキームについては、申請するのは市町村であり、再商品化実施者とペアを組んで国に申請し主務大臣が認定するため、協会が関与する部分は極僅かに限られている。

【秋野理事 PETボトルリサイクル推進協議会 専務理事】

認定するのは国だと思うが、容リ部分がコスト増にならない点については、何をもちって確認されるのか。容リ協はお金を払っているので分かると思うが。

【石川理事 プラスチック容器事業部長】

市町村が製品プラについて収支を毎年報告するようなスキームになっている。それと総量を把握したうえで国に対して報告するとなっているので、毎年単価がどのように変動しているのか国が把握し指導することになるかと思う。

【秋野理事 PETボトルリサイクル推進協議会 専務理事】

容リ部分の費用については協会から報告があるだろうが、製品プラについて我々特定事業者に報告していただけるのか。

【石川理事 プラスチック容器事業部長】

個別の市町村の情報なので、どこまで開示されるか、まだ分からない。

【秋野理事 PETボトルリサイクル推進協議会 専務理事】

了解した。容リ部分については分かりやすく報告していただきたい。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

製品プラの再商品化業務規程の策定について、お礼を申しあげる。予定となっているが、約束と捉えて良いか。

また認定スキームについては、パブコメで、特定事業者から徴収した費用を再商品化実施者に支払うにあたり、容リ協に検証する責任と権限を与えてほしいと申しあげた。今回の再商品化業務規程では、その辺が明確になっていないように思うがどのようにお考えか。

【栗原常務理事】

認定スキームについては、国と市町村が適正性を確保し、認定するという建付けになっている。ご指摘があったように我々は特定事業者の皆様からお預かりしたお金を適正に容器包装の分だけを払うという義務があるため、国と市町村の了解をいただけた場合には、現場へ調査に入れるような仕組み作りをお願いしている。

先程、料金についての話があったが、パブコメにかけられていた施行規則案（別紙3）の第5条9項に「再商品化計画に記載された分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合においては、分別収集物の再商品化に伴う費用のうち、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化に係る費用が抑制されたものであること。」つまり、製品プラより安くなっていることと記載されている。

我々も認定については、書類や認定証を主務省からいただくことになると思うので、

そういったところで中身を確認させていただく。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

弁護士である本間監事にお伺いしたい。製品プラの業務規程を設けることで容リ協の内部統制は容リプラと同様にできると理解してよろしいか。

【本間監事】

色々なことが未定の中で、実際に実施するまでに決めていくという姿勢は見えてるので良いのではないかと思っている。

【川村理事 紙製容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

製品プラの再商品化業務規程が確実に策定されることと、認定スキームについても容リ協として支払いに対して検証の責任・権限を発揮して欲しいという意見を述べたうえで本案に賛成する。

【久保理事 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 専務理事】

新法では、容リ協が認定スキームについて何らかの権限を持つ建付けになっていないと理解している。一方で、川村理事の仰ることは理解でき、何らかの担保をしるということも良くわかる。ここは権限を付与するという話なのか、新しい仕組みの中で新しい知恵を出すという話なのか、もっと踏み込むべき話だと思う。新しい法律の建付けでは、市町村が決めたことに外からものを言うのは難しいと理解しているが、費用負担をする立場からすると、余計な費用負担や質の低下があっては困るので、業務規程なのか政省令告示の中に追記していただく話かと思う。

市町村に義務・責任を持ってもらうという趣旨の話だと思うので、容リ協内部の規程ではなく、政省令告示に追記していただくか、通知なり通達なりを出していただくかないと収まらないのではないかと思う。その辺も加味して検討していただきたいと思う。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

認定スキームは主務大臣が認定することになっているが、申請どおり適正に実施されているのかについて、誰が監督するのか。

また、分別基準適合物とみなされたものの中に容リプラでないものが混入していて、それを再商品化し、その分の費用を容リ協に請求され、特定事業者が負担するということが許されない。みなしの分別基準適合物について、容リプラしかないということはどうやって担保するのか非常に大きな問題である。担保するのは協会なのか自治体なのか分からないが、主務省庁に是非お伝えいただきたい。

権限について、法令に記載が無いというのは、そのとおりだが、契約書の中に盛り込むことは考えられると思うので、現状の容器包装の再商品化契約と同様の内容の契約書を作成し、締結していただければ、ある程度はカバーできるのかと思う。

【栗原常務理事】

再商品化実施者に再商品化を委託しているのは、市町村である。容器包装も製品プラも全て含め、適正に再商品化する義務を負い、それを監督するのは市町村となる。それを国は認定するという法律上の建付けになっている。

再商品化そのものについての管理・監督権限は協会には無いというのが国の見解であるが、一方、我々は容器包装については特定事業者からお預かりしているお金を使

うので、その適正性は確認させていただくという建付けである。

(エ) 評議員の交代(案)について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、第2回臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
岸野 博行	板垣 武史
藤森 久次	高橋 篤

②令和3年度「第2回 臨時評議員会」の開催日程及び議事等(案)について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

①令和3年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和3年度の再商品化の実績(市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等)について報告した。

②再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、リチウムイオン電池を含む電子機器等の危険品混入防止の取り組み、令和4年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、不正・不適正行為の防止、危機管理体制の維持強化等について報告があった。

(3) 第2回臨時評議員会

○日 時：令和3年12月14日(火) 13時30分～14時45分

○場 所：WEB(オンライン)及び AP虎ノ門会議室A

○評議員出席：41名

○議 事：

本評議員会は、は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB(オンライン)出席も可能としており、WEB出席者の意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

①令和4年度事業計画(案)について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和4年度の再商品化の量・金額の計画・予算(案)についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和4年度事業計画(案)の概要について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

②令和4年度収支予算(案)について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和4年度収支予算(案)

に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により承認された。

③再商品化業務規程の変更（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、プラスチック資源循環促進法の規定に基づく事業の令和5年度からの実施を可能とすべく、容器包装リサイクル法第24条の規定に基づく当協会の再商品化業務規程を変更する必要があること、また、主務省と事前協議のうえ準備したその変更案について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

④評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

就 任	退 任
岸野 博行	板垣 武史
藤森 久次	高橋 篤

<報告事項>

①令和3年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては前川理事から、プラスチック製容器包装については石川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和3年度の再商品化の実績等（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

②再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、リチウムイオン電池を含む電子機器等の危険品混入防止の取り組み、令和4年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、不正・不適正行為の防止、危機管理体制の維持強化等について報告した。

4. 監事会

(1) 第1回監事会

○日 時：令和3年5月24日（月）17時00分～18時30分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：8名（監事2名、協会関係者等6名）

○議 事：

①令和2年度事業報告（案）について

- ・再商品化実績について
- ・事業報告の概要について
- ・令和2年度事業報告書（案）

②令和2年度決算報告（案）について

- ・収支計算書総括表について

- ・財務諸表（案）について
- ③令和2年度普及啓発・リスク管理（令和3年度落札結果含む）等について
- ④監査法人からの報告について
 - ・独立監査法人の監査報告書
 - ・監査実施報告書
 - ・理事者確認書
 - ・令和3年度監査計画書
- ⑤内部監査結果について
- ⑥役員賠償責任保険への加入について
- ⑦その他

（2）第2回監事会

- 日 時：令和3年11月30日（火）16時30分～18時00分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：6名（監事2名、協会関係者3名）
- 議 事：
 - ①令和4年度の事業計画案について
 - ②令和4年度の収支予算案について
 - ③再商品化業務規程の変更案について
 - ④再商品化事業を取り巻く環境について
 - ⑤次年度の監査法人の選任について
 - ⑥その他

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、いずれの委員会もWEB（オンライン）による出席を可能とした。

（注）各委員会委員の氏名は、後述の項目（IV 組織「3. 常設委員会委員」）に記載。任期は令和2年4月1日～令和4年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 3年6月4日(金) 13時30分～15時	WEB (オンライン) 及び大会議室 11名	① 令和2年度事業報告(案)について ② 令和2年度財務諸表(案)について ③ 就業規則の改正について ④ 役員賠償責任保険への加入について <報告事項> ① 普及啓発・リスク管理に係る令和2年度報告(令和3年度落札結果含む)等について ② 令和2年度発火トラブル報告及び令和3年度対応(プラスチック)について ③ 定款変更に関する手続きについて ④ 令和3年度第1回定時理事会、定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催について
第2回 3年10月22日(金) 13時30分～15時	WEB (オンライン) 及び大会議室 11名	① 定款の変更(案)について ② 再商品化業務規程の変更(案)について ③ 公益認定変更手続きについて ④ 令和4年度再商品化実施委託単価(案)及び令和3年度抛出委託単価(案)について ⑤ 令和4年度事業計画(案)について ⑥ 令和4年度収支予算(案)について <報告事項> ① 令和3年度協会上期事業活動報告(PETボトル下期落札結果含む)について ② 第2回臨時理事会、第1回臨時評議員会、第2回定時理事会及び第2回臨時評議員会の開催について

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 3年6月3日(木) 10時30分～12時	WEB (オンライン) 及び大会議室 16名	① 令和2年度ガラスびん事業部業務報告(案)について ② 令和2年度事業報告書(案)について ③ 令和2年度収支決算(案)について ④ 令和3年度ガラスびん事業部種別計画(案)について
第2回 3年10月19日(火) 10時30分～12時	WEB (オンライン) 及び大会議室 16名	① 令和4年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和3年度抛出委託単価(案)について ③ 令和4年度事業計画(案)について ④ 令和4年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和3年度ガラスびん事業部上期活動報告 ⑥ 定款の変更(案)について

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 3年5月31日(月) 13時30分～15時	WEB (オンライン) 及び大会議室 18名	① 令和2年度PETボトル事業部業務報告(案)について ② 令和2年度事業報告(案)について ③ 令和2年度収支決算(案)について ④ 令和3年度PETボトル事業部活動計画(案)について ⑤ 令和3年度下期入札のスケジュール等
第2回 3年10月20日(水) 13時30分～15時	WEB (オンライン) 及び大会議室 17名	① 令和3年度PETボトル再商品化実施委託料収支見込みについて ② 令和4年度PETボトル再商品化実施委託単価(案)について ③ 令和3年度PETボトル抛出委託単価(案)について ④ 令和4年度事業計画(案)について ⑤ 令和4年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑥ 令和3年度PETボトル事業部上期活動報告 ⑦ 定款の変更(案)について

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 3年6月2日(水) 10時30分～12時	WEB (オンライン) 及び大会議室 13名	① 令和2年度紙容器事業部業務報告(案)について ② 令和2年度事業報告(案)について ③ 令和2年度収支決算(案)について ④ 令和3年度紙容器事業部活動計画について
第2回 3年10月20日(水) 10時30分～12時	WEB (オンライン) 及び大会議室 13名	① 令和4年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和3年度抛出委託単価(案)について ③ 令和4年度事業計画(案)について ④ 令和4年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和3年度紙容器事業部上期活動報告 ⑥ 定款の変更(案)について

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 3年6月1日(火) 10時30分～12時	WEB (オンライン)	① 令和2年度プラスチック容器事業部業務報告(案)について ② 令和2年度事業報告書(案)について

	及び大会議室 14名	③ 令和2年度収支決算(案)について ④ 令和3年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について
第2回 3年10月15日(金) 10時30分～12時	WEB(オンライン) 及び大会議室 16名	① 令和4年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和3年度抛出委託単価(案)について ③ 令和4年度事業計画(案)について ④ 令和4年度プラスチック容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和3年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥ 定款の変更(案)について

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

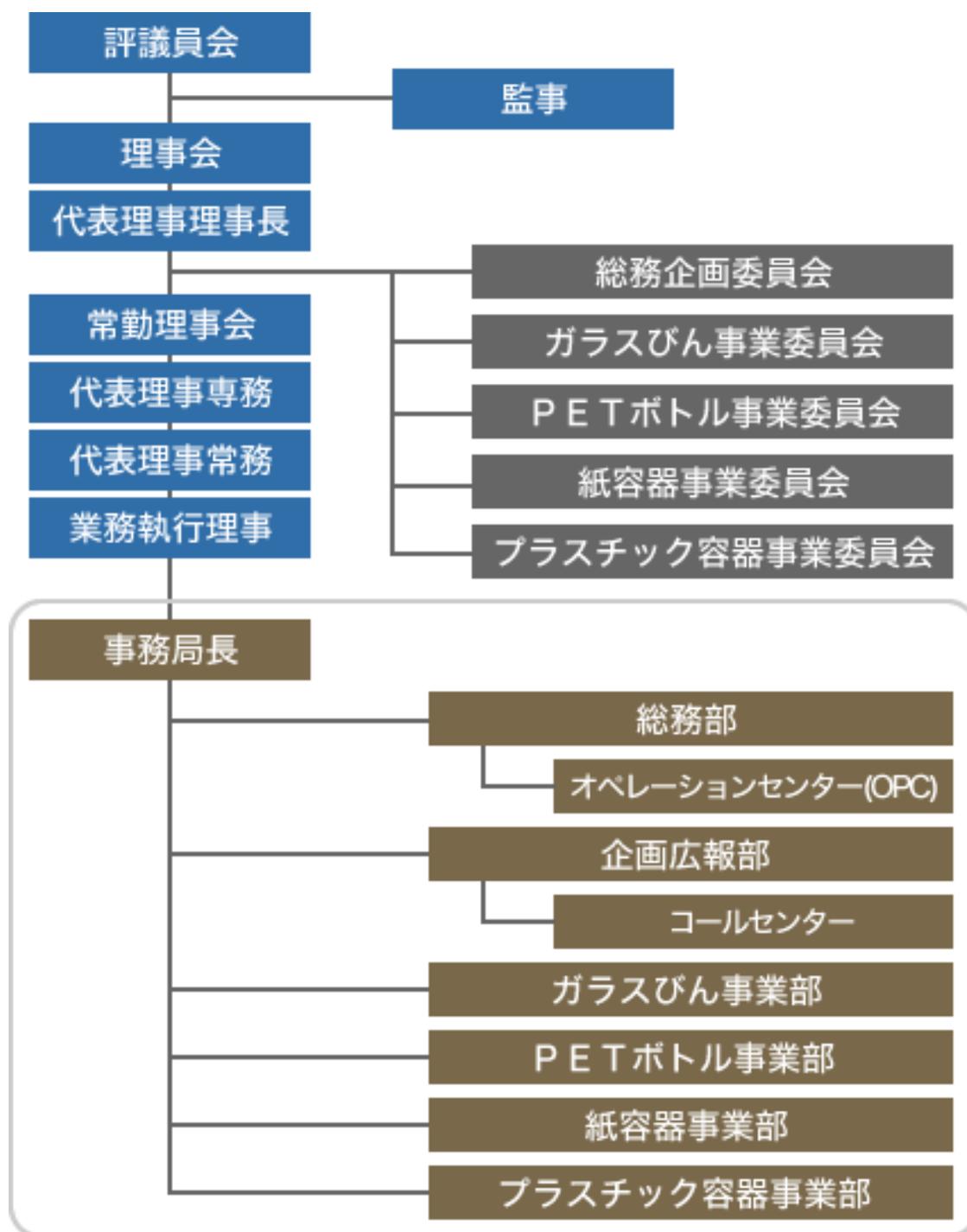
日時	場所・出席者数	議 事
4年3月2日(水) 13時30分 ～15時	WEB(オンライン) 及びAP虎ノ門ルーム A・49名	① 令和3年度再商品化実績見通し(総括)について ② 令和3年度収支見通しについて ③ 令和4年度再商品化事業の落札結果について ④ リチウムイオン電池発煙発火トラブル状況について

7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
プラスチック資源循環施策に関する説明会	「我が国におけるプラスチック資源循環施策の動向」 環境省 環境再生・資源循環局総務課 リサイクル推進室長 平尾 禎秀 氏 3年6月29日(火) 15時～15時50分	WEB会議(オンライン) 及びAP虎ノ門 会議室A 当協会関係者 59名 主務省、他 21名
危機管理委員会	・令和2年度リスク対応年間まとめ 及び令和3年度リスク対応目標設定 : 3年 5月10日(月) 14時～15時 ・第1四半期フォロー : 3年 7月19日(月) 13時～14時 ・第2四半期フォロー : 3年10月18日(月) 13時～14時 ・第3四半期フォロー : 4年 1月31日(月) 16時30分～17時30分	各回とも 大会議室 年度目標設定及び第1 四半期フォロー 8名 第2及び第3四半期フ ォロー 7名

IV 組織（令和4年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局> 35名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

(1) 役員（第7期理事・第3期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	澤田 道隆	花王株式会社	取締役会長
代表理事専務 業務執行理事	西山 純生	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長・総務部長
業務執行理事	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	堀田 肇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
業務執行理事	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
理事	秋野 卓也	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
理事	荒井 恒一	日本商工会議所	理事・事務局長
理事	奥田 辰幸	日本製紙連合会	常務理事
理事	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
理事	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	吉田 雅治	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	本間 通義	弁護士（本間合同法律事務所）	
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第 7 期理事の任期：令和 3 年度定時評議員会（6 月 29 日）終結後

～令和 5 年 6 月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第 3 期監事の任期：平成 30 年 6 月 27 日～令和 4 年 6 月開催の定時評議員会終結時

(2) 第3期評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 団 体 名 等	役 職 等
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	副事務局長
阿部 勲	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
新井 智男	日本洋酒酒造組合	専務理事
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	企画運営委員
石川 雅紀	神戸大学大学院 経済学研究科	教授
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
岩田 淳	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
植田 勉	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	事務局長
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山 誠一郎	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
緒方 宏俊	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
苧野 恭成	全国商工会連合会	事務局長
桂川 孝裕	全国市長会	環境対策特別委員会副委員長
加藤 宏治	全国農業協同組合連合会	施設農住部資産管理課長
金丸 康夫	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
岸野 博行	ビール酒造組合	専務理事
清原 隆生	日本歯磨工業会	専務理事
河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小林 紀久子	日本生活協同組合連合会	社会・地域活動推進部長
小林 治彦	東京商工会議所	常務理事
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
西條 宏之	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
齊藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
坂口 光一	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	常務理事

渋谷 浩	全国商店街振興組合連合会	専務理事
曾根 則人	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	専務理事
高崎 政則	日本スープ協会	専務理事
田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
田辺 義貴	一般財団法人食品産業センター	専務理事
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
藤森 久次	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
安田 洋子	一般社団法人日本百貨店協会	専務理事
山田 政雄	一般社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長
山本 順二	日本化粧品工業連合会	専務理事
吉田 竹志	全国菓子工業組合連合会	専務理事
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 51名

※ 第3期評議員の任期：平成30年6月27日～令和4年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会委員

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体（企業）名	役職
委員長	大下 英和	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	穴水 芳光	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩田 淳	一般社団法人日本貿易会	広報・CSRグループ長
委員	金子 友昭	PET ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	小梶 聡	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	藤原 正明	サントリーホールディングス株式会社	執行役員サステナビリティ 経営推進本部副本部長
委員	山村 幸治	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	山村 幸治	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	小穴 秀隆	キリンホールディングス株式会社	CSV戦略部 シニアアドバイザー
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
委員	辻 良太	日本山村硝子株式会社	環境室 室長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	代表取締役社長
委員	堤 哲雄	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 専任部長
委員	中川 道弘	宝ホールディングス株式会社	環境広報部 環境課 課長
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	野口 信吾	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	飛驒 俊秀	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	藤川 優	大塚製薬株式会社	業務管理部部長
委員	本多 永幸	コカ・コーラ協会	幹事
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	金子 友昭	PET ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	秋野 卓也	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	小穴 秀隆	キリンホールディングス株式会社	CSV戦略部 シニアアドバイザー
委員	香西 陽一郎	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	近藤 恵善	株式会社吉野工業所	環境室 参与
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	PTA・PET事業部 課長
委員	堤 哲雄	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ推進部 専任部長
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	環境部長

委員	新村 真仁	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長
委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部 環境推進室課長
委員	水上 典彦	アサヒ飲料株式会社	コーポレートコミュニケーション部 CSV 推進グループリーダー
委員	三田 和彦	北海製罐株式会社	事業統括部
委員	森 明夫	日本醤油協会	理事
委員	吉村 幸彦	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	調達本部インダイレクト調達四部 部長
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	穴水 芳光	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	稲留 弘師	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
委員	殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	GP推進部 部長
委員	植松 巖	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	遠藤 雅人	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ 主幹
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	長尾 茂	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部 次長
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部 長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	小梶 聡	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 和徳	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	内田 武彦	味の素株式会社	マニュファクチャリング戦略部 マネージャー

委員	奥野 隆史	花王株式会社	RC推進部長
委員	加藤 英仁	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	河野 敦夫	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中町 浩司	東洋製罐グループホールディングス株式会社	環境部長
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	橋本 信善	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	原田 英明	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	森 浩二	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部 部長
委員	横田 憲雄	株式会社吉野工業所	環境室 リーダー
委員	石川 昇	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

V 事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。

令和4年6月
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会